

第9日目(3月9日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問といたします。なお、質問回数は一括質問、一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は無制限とし、質問時間制限はいずれの方式も一人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。

質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問いただきたくご協力のほどお願いいたします。

また、先の12月定例会で会議規則を改正し、市長は一般質問の際に質問議員に対して質問の趣旨を確認するための質問ができることといたしました。今定例会の一般質問が改正後初めてであります。市長の質問についての取扱いを申し上げます。市長の質問は議員の質問が終わり、その質問に対する答弁を求める前に質問しますと挙手をし、議長に発言を求めて許可を受けてから行ってください。市長の質問回数は無制限とし、議員の市長の質問に対する答弁は議員の質問時間内に含めないことといたします。よろしくお願いいたします。それでは順番に発言を許します。

質問順位1番、議席番号17番・腰越 晃君。

腰越 晃君 おはようございます。今日は朝一番、久しぶりのトップバッターということで質問させていただきます。朝早くから議場においでくださいました傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまです。日頃より議会に対して関心を持っていただいていることに対して深く感謝を申し上げます。

それでは通告にしがいまして質問を進めていきたいと思えます。

1 行政改革の考えについて

一番目は行政改革の考えについてということで質問をさせていただきます。平成18年から5カ年継続した財政健全化計画、これは当初5か年の目標値である71億円を削減し、終了しようとしております。この中には市職員の人件費削減約30億円、こうしたものをはじめ7項目にわたり歳出抑制を実施し、当初の目標を果たすことができた、このようにとらえております。こうした努力によって当面の財政危機状態を回避し、合併協議に始まる現在の総合計画事業に本格的に着手、将来にわたる南魚沼市の土台作りに進むことができる、こうした段階に入っているということを率直に喜び、この間の多くの市民の皆様の理解と協力、そして市職員諸氏の努力を評価したい、このように思います。

平成18年度の財政の非常事態、これはこの年から導入された財政健全化4指標の一つ、実質公債費比率が23.5パーセント、県内ワーストワンであったという状況をもと

に、非常事態ということで健全化計画が作られ進められてきた、ということでもあります。この計画によって実施された結果について、やはりここできちんと評価し、検証し、それを市民の皆様公表し、意見も伺っておくべきであろうとそのように思っております。まず、そうした健全化計画の結果について、この検証についてどのように考えておられるのか、どのように対応していくのかを伺います。

次に財政の健全化、これはきちんと維持していかなければなりません、市が行う施策事業が市民の期待に合致し、市の将来の発展に寄与する効果をあげているのかこれを確認し、改善すべき点がないのかどうか、常にこうした観点から改革は継続されていかなければならない、そのように考えております。また、これが現在おかれている地方自治体の大きな使命でもあろうというように思っております。健全化計画で終わることなく、さらに踏み込んだ行政改革へ進む、こうした取り組みの考えがあるのかお伺いをいたします。

2 地域公共交通のあり方について

2番目の質問は地域公共交通のあり方についてということで質問をさせていただきます。急速な高齢化社会に進む中で、いわゆる「交通の格差社会」こうした問題が日々、顕在化してきております。高齢者になるということは自動車の運転が困難になり、ついには免許を返上する、こうした市民がどんどん多くなっていると。また、肉体的な衰えもあり多くの市民の皆様が日常生活を送る上で、多くの自動車を運転できる健常者、あるいはその若い方々との日常生活における格差、こうしたものが広がってくるのではないかと、そうしたことを懸念しております。

当南魚沼市内においても通院あるいは買い物、そうした公共交通に頼らざるを得ない高齢者世帯が増加しており、現在の市内循環バスなどの利便性をさらに高めてほしい、こうした期待を耳にすることが多くなっております。

また、こうした状況の中で平成18年道路運送法の一部が改正され、自治体、乗り合いバスなどの事業者、市民、さらにその他の関係者が、地域の公共交通を検討する地域公共交通会議こうしたものの仕組みが導入されました。地域公共交通会議とは地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、市民の生活の利便性を維持向上させるため、地域の実情に応じた旅客運送の形態や運賃料金、事業計画について自治体が主体となり、地域の関係者による合意形成を図る場として位置づけられるものです。

会議の構成は自治体、市民利用者、交通事業者、事業者団体、運転者組織、警察、道路管理者、学識者、国交省運輸支局などとなっております。会議では利用者の利便性確保のための運行形態、適正な運賃及び料金こうしたものについて、また、地域の特性に応じた路線区域指定、使用車両の検討、運行計画、利用者から収受する対価 料金ですね、こうしたものなどが検討の対象になるとされております。この公共交通会議について市では設置を検討されているのかどうか、まずこれについてお伺いをしたいと思います。

次に国土交通省ではまた平成19年10月施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律これに基づいて「地域公共交通活性化・再生総合事業による支援」を実施しております。

県内自治体ではお隣の魚沼市、阿賀野市など14の自治体が国の補助を受けて地域公共交通の改善に取り組んでおります。魚沼市では高齢者や学生を対象とした移動利便性の高い公共交通体系の構築、公共交通空白地帯や料金格差による住民サービスの不均衡の解消、これらを目標にデマンドバス、デマンドタクシー、市内循環バスの運行改善、こうしたものに向けた実証運行を実施するとともに、時刻表の作成これらによる公共交通の利用の促進に取り組んでおります。

また、国土交通省ではさらに一步進んで人権のひとつとして国民の移動権、これを根拠として地域間格差の解消を謳う交通基本法の制定に向けた検討も進めております。この法律については様々な意見があり、様々な課題・問題があり、制定に至るかどうかというのはまだ不透明な状況であります。こうした情勢のもと南魚沼市の公共交通体系は、平成27年開院予定の仮称魚沼基幹病院を中心に組み立てていく考えである。このようなことを担当課を通じて話を伺っておりますが、今現在、有用な交通資産を持ってない、あるいはどんどん失っていく、こうした市民がいらっしやる中で公共交通に関する施策事業展開に期待されるものは、非常に大きく重要であると考えております。市の今後の対応について考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

市長 おはようございます。今日から3日間になると思いますが、20名の皆さん方から一般質問を頂戴しております。誠心誠意答弁に努め、極力質問事項のないように努めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。また、傍聴者の皆さん方は朝早くから大変ご苦労さまです。ありがとうございます。それでは腰越議員の質問にお答え申し上げます。

1 行政改革の考えについて

最初の行財政改革の考え方についてであります。議員おっしゃっていただきましたように、現在の財政健全化計画は平成18年から今年度ということでありまして、計画期間とさせていただいたわけでありまして、最終数値は22年度決算を待たなければ確定はいたしませんので9月以降ということではありますが、平成22年度当初予算編成時の推計値では5年間の計画削減目標額71億円に対し74億円程度が見込まれておりまして、目標達成は確実ということは今までも申し上げてきたとおりであります。

数値確定検証を行いまして、その後、公表は当然ですけれども行わせていただきます。これまでも随時3年目とかそういう部分で公表を行ってまいりましたので、確定した後に特別市民の皆様方からご意見を頂戴する機会というのは特には設ける今予定はございません。いつでも市政ポストでも、あるいはパブリックコメントでも何でも結構ですので、それはまあそれで。それから23年度も当然ですが市政懇談会をずっと開催させていただきますので、その席上で市民の皆様方にはご報告も申し上げ、そしてご意見も頂戴しようと思っております。

財政健全化計画に限ったことではございませんけれども、行財政改革これは必要な事項があれば常に検討して改革すべきは改革していくということでありまして。先ほど触れましたよ

うに市政懇談会 2 3 年度もまた当然ですが 1 6 力所でしょうか、やらさせていただきますので
よろしくお願ひ申し上げます。

そして健全化計画が 2 2 年度終了であります、この終了をもって全て終わったということ
ではございません。計画年度内に築いた仕組み、これは当然ですが終了後も継続をさせて
いただきます。今後も市の財政の健全化に資するもの、これは当然大きな指標、項目は指標
だと思っておりますので、そういうふうを考えてこの 5 年間で必要な行財政改革は全部終わ
ったということを考えているわけではございません。当然ですが今後も不断の考えでさらに
行財政改革を進めていこうと思っております。

そのために現在、行政改革大綱の見直しに着手をしているところでありますし、先日、行
政改革推進委員会にも試案を提示してご意見をいただいたところであります。当然、財政健
全化計画で取り組んできた 7 項目の考え方も引き継いでいくということでもありますので、今
後は行革推進委員会の皆さん方からもご意見を頂戴しながら、また新たな指標設定に向け、
財政健全化も含めた行財政改革に取り組んでいくということでご理解いただきたいと思っ
ております。

2 地域公共交通のあり方について

公共交通体系の件であります。世の中が車依存社会であります。そして今、少子高齢化が
進んでおりまして、この中ではやはり公共交通を必要とする自動車免許の取得年齢以下の子
どもたち、これは非常に今減少しているということでもありますし、高齢者の皆さん方は自家
用車を運転し続けておりますけれども、議員おっしゃったようにやはり体力も衰え、それら
の中からやはり徐々にその公共交通機関に頼るという部分は出ていると思っておりますが、
今現在の中ではやはり公共交通の利用者というのはご承知のようにもう毎年、毎年減ってい
っているというのが実情であります。

市の方も取り組みを進めておりますけれども、高齢者の交通事故の増加が社会的現象のひ
とつで、社会的交通事故が増えているということではありませんが、交通事故の中に占める
割合が非常に高くなってきておりまして、この防止というかそういうことのために、自動車
運転免許の自主返納を推進する方向も進めております。今後のやはり特に高齢者の皆さん方
の移動の手段をどのように確保していくかということは大きな課題だと思っております。

交通の格差社会、あるいは市民バスの利便性向上につきましては、いろいろ意味合いもあ
りますけれども、市内の公共交通の現状から申し上げますと、交通路線確保では鉄道それか
ら路線バス、この空白地域を解消したいということで市民バス運行のサービスを始めたわけ
であります。

そのことにつきましては市民の皆様方からご意見、ご要望等を常に伺いながら改善を図っ
てきたところでありますが、やはり人間でありますから利便性、便利性ということを求めま
すと、非常に家の前まで来てほしいとか。それから有料路線バスに乗る方と市民バスに乗る
方の料金負担の格差これもやはり生じているところであります、いわゆる路線バス沿線に
もその市民バスを回せないかと、こういう要望も出てきているところであります。運行日数

や便数こういうことによって地域格差、これは様々な課題を抱えているということは現実でありますし、議員のおっしゃるとおりであります。

これらにつきましては平成18年に旧3町で運行しておりました市民バス、病院バスなどの運行サービスを統一しまして、あわせて有料化に向けて検討をいたしました。有料化に向けて、ワンコインバスの部分。しかしこれは非常に大きな困難な部分が立ちはだかっておりまして実現には至っておりません。市で企業会計でも設けてバス運行の部分をやって、青ナンバーを交付していただかないと料金を徴収することができないということでもありますので、これはもうちょっとやはり断念せざるを得ない。

その中でも協力金という形でボックスでも設けておいて皆さん方からいただいたらどうかということもちょっと検討をさせていただいたのですが、そうなりますと今度はそのお金の管理だとかいろいろございまして、結局何人乗って幾ら入ったかというのがわからないわけですね、協力金ですから。そうするとそのお金の何といいますか会計部分について、非常に問題も起きてくる恐れもあるというようなことで、このワンコインいわゆる有料市民バスというのは今のところちょっと見通しが立たない状況であります。

議員おっしゃったようにこの平成19年に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に関しましては、県内では再生事業に14自治体で取り組んでいると、これはおっしゃるとおりであります。一方、国の方では公共交通の補助のあり方、これが事業仕分けにあがりました。そして従来の実績による赤字補てん方式ということではなくて、地域特性や実情に応じて効率的に確保維持されるための支援を行うということになったわけでありまして、地域の多様なこの関係者による議論を経た地域交通の計画に基づいた取り組みに支援を行うということでありまして、この計画に基づいた実施路線、事前算定方式に変更することに方針転換を図りました。事業仕分けという部分の中ですね。

平成23年度からは地域公共交通確保維持改善事業として新規事業を立ち上げたところですが、これまた「が」であります。当初はこの地域内の多様な交通手段の社会実験に幅広く補助対象とする内容でありましたが、具体的な中身は全く公表されておりませんで、最近の説明でもいまだ明確にはなっておりません。そして縮小傾向にある交通維持確保の指示は、従来補助要件と変わらない内容になってきているということでもあります。計画策定の調査費が補助対象となっておりますが、いずれにいたしましても地域内の生活交通の関係者の協議による計画策定が必須条件であります。新年度、協議会設立の経費等を我が市も予算計上しているところであります。

基幹病院に係る地域医療機関の再編これらが先般公表され、したわけでありましてけれども、この協議会の議論を経て本市に必要な交通体系、交通形態を検討していかなければならないと思っております。

この地域交通の確保維持についてでありますけれども、国県や市などの公的支援だけでこれは成立するものではありません。今後は地域における多様な意見と同時に利用する、利用してもらわなければならないわけですね。利用する、負担する、これが公共交通を維持して

いく上で必要なことだと思っております。

現在の市民バス、これは地域内交通におけるサービス格差はないとは申し上げません。これを解消するとともに地域で利用しやすく、維持可能な公共交通機関を目指すには、先ほど申し上げましたようにこの公共交通手段をふだん使っていただかなければ、これは幾ら回しても空気を運んでいるというようなことでは維持は難しいわけでありますので、現在、総合事業でデマンド交通導入、これを導入している市町村においても、これがなかなか利用促進に結びついておりませんで、国の支援がなければ運営が困難になるという懸念が多々発生しているところであります。

先ほど申し上げましたように、我が市は高齢者の市民バス利用目的は、もうほとんど温泉利用と病院であります。これが圧倒的に多いわけでありまして、そうなりますと特にやはり高齢者の皆さん方にとっての安心、安全のための重要な交通手段ということですので、この魚沼基幹病院開院と医療再編時に公共交通の構築目標を定めるという、このことは最も効果的であろうと思っております。

デマンドも当市もそれぞれ検討はしてみましたが、やはり始めたときは皆さんが珍しくてすぐ利用する。1回利用する。ところが2回、3回になりますと、やはり電話するのも面倒くさいとか、あれやこれやいろいろ不便が生じてきて徐々にもう利用者が減って、利用者が減ったから車は全部ほかの用務に向かって行ってよいということではありませんので、待機をしなければならない。それにはまた維持費がかかる。非常に悪循環に陥ってきておりますので、今のところ私どもの市でデマンドは地形的にも非常に無理があると思うのです。

魚沼市はご承知のようにもう入広瀬の方から一本線ですとこう、あるいは湯之谷の方から来ればおおむね一番の集積地であります小出地区に大体来られるのです。けれども、我々のところは扇状地ですので、あっちからもこっちからもとにかくそうなりますと、非常に経費もかかりますし、そう利便性が向上するものでもないような気がいたします。このデマンドはちょっと今私の頭の中では検討はいたしますが、やはりちょっと無理かなという気がしておりますので、今の市民バスの運行形態や路線をどのように地域の皆様方のニーズに合ったように変えていくかということだと思っております。

先ほど触れましたように、とても一軒一軒の家の前まで回って乗せていくということにはなりませんので、その辺はやはり利用していただく方々も十分ご理解を賜ればと思っております。以上であります。

腰越 晃君 1回目の答弁をいただきました。それでは順番にしたがって順次再質問をさせていただきます。

1 行政改革の考えについて

財政健全化計画の結果については公表されるということなので、それはしっかり公表し、また市政懇談会等でできれば細かく市民に話をしていただきたい。そのように考えております。

改革の継続ですが、行政改革推進委員会これに案を出して進めていくと。この5カ年の健

全化計画、あるいは今取り組まれている行政改革大綱そうしたものを基本に置くという話です。ちょっと具体論についてお伺いをしたいなというふうに思うのですが、常々、市長は折に触れて選択と集中という言葉を使います。これの取り方なのですが、いろいろあるかと思えますけれども、施策事業の廃止、あるいは統合こうしたものによる減量化。

市では恐らく3,000ぐらいの事業をやっておられるでしょうか。その中には例えば課の枠、係の枠を超えて一緒にやった方がいいのではないかと。あるいはもうその役割は終えているのではないかと。そういうような事業もあるかと思えます。そうしたものをやはり大胆にやめる、あるいは統合する、こうしたこと。またあるいは市民の意見、期待こうしたものに応えるべく新規の新たな事業創出。こうしたものをマンパワーを割いて投入できるように、そうした選択と集中ですね、こうしたことも必要ではないかなと。その中には民営化、いわゆる民間における事業運営の検討というものも入ってくるかと思えますが、そうしたいろいろな選択肢があると思うのです。

また、施策評価、事業評価これはもう多くの自治体でやっておりますが、継続している自治体とそうでない自治体。我々市政クラブでは、集中的に1か年こうした施策事業評価に取り組んでいる自治体、多摩市、山形県新庄市、1月は岐阜県多治見市におじゃましていろいろ話を伺ってまいりました。

新庄市の場合は5か年、まだ市役所内部にはこれについて疑問視する向きもあるが、これは継続するというふうにはっきりと言っておられましたし、多治見市においてはもう20年近い実績があるわけで当然のことであると。これは職員の査定評価にも使っているのだというような話もありました。

そうした自治体と何もやらない自治体とでは、恐らく今後大きな差が出てくるのであろうというように思います。迅速にやはり様々な行政ニーズに対応をして、より効率的に無駄なく仕事を進めるといふ、このためにはやはり施策事業評価これはPDCAというのも入ってくるわけなのですが、そうした仕事の改革、進め方が必要になってくるであろうと考えておりますが、ちょっとお伺いをしたいと思えます。これが2点目。

それから3点目です。独自の人事評価制度これを導入していけないかどうかという問題があります。市長はこれまで期末手当の中の勤勉手当ですね、これについては一定の評価をした上で格差支給というものも検討したいというようなことを言っておられたかというように記憶をしておりますが、やはりそうした事業の評価であるとか、そうしたことを進めていくという中では、その裏返しとして成果をあげた、頑張った係、あるいは頑張った職員にはきちんとしたやはりその評価をしていくべきであろうというようにも考えるわけでありまして。そうした人事評価を少し変えて頑張った成果をあげた職場・職員に報いるというようなことがあってもいいのではないかなというふうに思うわけですが、それについてお伺いいたします。

あと環境改善ですね。やはり市へ入ってきて窓口に行くと、1階はそれほどでもないのですけれども、2階、3階と行くと、またあるいは市の課の奥の方に入っていくと、もう少し

きれいに整頓されないかなという、そうしたことを感じることもあります。

これはひとつの例ですが、身の回りを整理整頓、あるいは必要な資料を手元に、みんながすぐ手に取れるようなところに置くとか、そういった身の回りの改善というのはそこで働く職員が一番良く知っているわけですので、そうした身の回りの改善といいますか職場環境の改善。やはり気持ちよく手際よく早く仕事をすると。そうした環境でやってもらうというのが一番いいわけですので、そうしたものへの取り組み。例をあげましたけれども、ちょっと1回目の答弁から考えてもう少し具体的な内容をお聞きしたいとこのように思いますのでお願いします。

市長 腰越議員にお答え申し上げます。

1 行政改革の考えについて

まず、この事業の選択と集中、それからこの廃止、統廃合あるいは新規事業の何と申しますか検討ということであります。選択と集中は当然ですけれども毎年度やっているつもりであります。ご承知のように合併特例債が切れます。28年度以降、ここについては特に、これからの部分については特にそのことが必要になってくる。今は選択と集中ということをおぼわしていることではありませんし、それから事業の廃止、統合これを忘れていることでもありませんが、私は前々から申し上げておりますように、合併協議でそれぞれの旧町の思いが凝縮をされております新市建設計画、これはやはり相当の困難があっても実現していかなければならない。これは合併時の約束でありますから。

必要がないという部分について、特に市民の皆様方に影響がないと思われる部分については、例えば庁舎の建設は取りやめたりとかそういうことはやってまいりました。むだなことをどんどん、どんどんやっつけていこうというつもりはございませんけれども、今の私に与えられている任務はまずは合併時の約束をある程度果たすと。それで財政がおかしくなるということでは困りますのでそうはしませんけれども、そういうことで今進めてきております。

ですから、統廃合とかそういうことも当然念頭にはございますけれども、それと合併時の約束とどちらが重いとかそういう部分もあるわけでありまして、その辺は柔軟に対応させていただいております。新規につきましても総合計画に載らなかったから、あるいは新市建設計画になかったから一切新しいことはしないということではございません。特にソフト部分では子育て支援策などは、全く合併協議にあるとかそういうことではなくて、新たな方向、医療費の無料化だとか、ワクチン接種だとかそういうことについては果敢に取り組んできたところであります。今議員おっしゃったように選択と集中、あるいは事業の統廃合、そして新規事業の検討と、これは常に毎年の予算査定の中で行ってきておりますし、総合計画を策定するあのローリングの中にもそういうことはきちんと盛り込みながらやらせていただいているというところであります。特に選択と集中が必要になるのは28年度以降ということだと思っております。

事業評価であります。これは行財政改革、班の中でこれは常にやっております。ただ、これを例えば市民の皆さんから全部こう判断をいただくというようなことをやるとすれば、

これは関係している皆さん方はそのことについては非常によくやったと。だけれども全くそこに関係のない人は、何でそんなところへお金を使うのだと。こういう議論が必ず起きるわけでありませぬ。

で、外部の皆さん方を行政改革大綱に基づく行革推進委員会というのは設けておりますので、その皆さん方から常に目を通していただきながら、ご提言をいただいているわけでありませぬ。これを一般市民を全て巻き込んでどうだ、よかったか悪かったかということは、私はやるつもりは全くございませぬ。

この後、一般質問でもちょっと出ておりますので触れますが、首長の任務というのはやはり選挙があるわけだ。選挙のときに一応皆さん方、公約を掲げてそのもとに信任あるいは落選ということが出てくるわけだ。これをではまた改めて一つ一つの事業を全て市民の皆さん方にお伺いをたてながらやっているかと、そういうことではないわけだ。そのために議会制民主主義がありまして、議会の皆さん方からその都度ご判断をいただくということでありませぬので、余りこうおもねるといふことはやりませぬが、当然市民の皆さん方からの声は大事にしながらやっていくということでありませぬ。

人事評価これは今議員おっしゃったとおり、まずは勤勉手当の中で、今も実施をさせていただき始めました。非常にカットした部分もございませぬし、率以上にやるということではできませぬのでこれは別ですけれども、そういうことだ。あとはやはり昇給ではなくて昇任ですな、人事の中での。そういうことで応えてはいきたいと思っております。

この評価につきましては今試行中ではありますけれども、それぞれ上司からの評価、あるいは部下からの評価そういうことを織り交ぜながら、何と申しますか恣意的にならないようにそれらを全部あげていただいて、最終的に私の方で判断をさせていただいているわけだ。やはりポストの関係もありまして、では本当によくやっていたから全てその皆さんを一挙に係長なり課長なり、あるいは部長なりに登用できるかということとそういうことでもありませんので、そういう中では若干我慢をしていただく方、だけれども必ずやはり報いていきたいという思いはありますので、時間をかけながらやっているところでありませぬ。

金銭的な部分につきましては、なかなか公務員制度の中で、では特別のボーナスを出すとかそういうことはでき得ないことでありませぬので、やはりそうでなくて人事の処遇面である程度処遇をさせていただく。そしてさっき言いました勤勉手当これはある意味、勤勉でない方はカットして当然でありますから、勤勉手当こういうことの中でメリハリをつけた人事評価をさせていただきたいと思っております。

環境改善であります、お気づきの点がございましたら一つご指摘ください。私も中におりますとそういうものだと思っていれば余り目につかないのです。ですので、ただ今パソコンがこれだけ普及しているわけだ。相当の資料とかそういう紙ベース分はあの中に入っているわけだ。昔ほど机のわきに山ほど書類を積んでいたというようなことはないわけだ。だけれども、要は書類が例えばいっぱいあっても、物がいっぱいあってもそれがきちんと整理整頓するということには心掛けたいと思っておりますので、また折に触れご指摘いただきたい

と思っております。以上であります。

腰越 晃君 1 行政改革の考えについて

今の答弁を伺いまして、選択集中というのが必要になるのは平成28年以降であると。これはまさに市長のおっしゃるとおりでありまして、合併をした総合計画に基づいて事業を進めていく、これができる段階であるということ。また、これをしなければならないということ。これはやはりまず最初に言われたということについても一応の評価をします。

私が申し上げているのはそういうことではなくて、行政を改革する。選択と集中、施策評価、事業評価についてもそうなのですが、そういう大きなところで言っているのではなくて、やはり平成28年度以降そうしたものが重要になるよということとは理解できます。ただ、それは平成28年になったから始めればよいということではないと思うのです。やはりきちんとそういう仕事の仕方というものを身につけた上で、28年度以降はしっかりした市の土台ができたなど。これをではどのように有効に使って、どのように財政の健全化も維持しながら、持続性のある南魚沼市を築いていくのかというのが課題になるわけですので、やはり今からでも取り組んでいくべきではないかなというように思っています。

あと選択集中、施策評価、事業評価、人事評価これをやられているのであれば、やはりぜひ公表してほしい。このようにも思いましたし、市民にはいろいろの意見もあるかもしれません。しかし、行政改革を担当する市民が入っておられる委員会、行革委員会これはきちんとあるわけですので、こうした委員会を核としてやはり市民意見を吸収していく。やった成果についてもきちんとこういった委員会と相談をしながら次に進めていく。そういうことを進めていただきたいと思う。その前に当然その実際に仕事をしておられる職員の皆さん、この方々がやはりこれまでやってきたものを見直ししながら、次にこういう課題、問題があると。では、これをこう解消するためにこういうふうに取り組んでみようと。そういった意識をきちんと持ってやっていただく。

繰り返しになりますけれども、こうした一連の活動をやはりきちんと公表できるような段階まで整理しておくというのが、私は市役所の行政改革にとって必要な部分ではないか、重要な部分ではないかというように思っています。そうしたやっていることをきちんと評価し、それをまとめ上げ市民に説明する。あと機関については行政改革推進委員会をさらに活用しながら進めていく。そうした考えについてちょっともう一回お考えを伺いたい。そのように思います。

市長 1 行政改革の考えについて

お答え申し上げますが、この選択と集中という部分で28年度以降というそれは財政的にそういう形になるわけですので、そういう面で申し上げました。当然、議員おっしゃったように今からもう選択と集中的な部分はきちんと訓練もしておりますし、職員についても当然そういうことは予算査定から始まりまして、あるいは予算要求のときから自らもうこの事業は例えばいいとか、そういうこともきちんと出てきておりますので、それらについては急に28年からということではないということは議員のおっしゃるとおりであります。

私が今考えておりますのは、28年度以降、投資的事業の方がもう半減、大体今の予定ですと年間20億円ぐらいに減るわけですので、こういう部分。あるいは投資ばかりではなくてハードばかりではなくて、ソフト部分でも何が発生するかわからない状況ですから、財政調整基金をやはりある程度積み残しながら、後々の皆さん方のためにやはり蓄えておくというこれも必要であります。それらについても極力取り組みながら、やはり硬直化もうこのことしかできない、財政上このことしかできないというそういう自治体になりますとこれは本当にある意味哀れでありますから、そういうことにならないように後任の方にも何とかそういう財産的なものはある程度残しながら引き継いでいくのが、一番理想の姿だろうと思っておりますので、それに向けて努力はさせていただきたいと思っております。

行革とかそういうことで公表するということではありますが、これは例えば地域審議会、あるいは総合計画審議会これはもう毎年いろいろの部分は公表しているわけです。去年はこうでありましたけれども、今回ローリングするところになりますとか、ああなりますとか。ではそれが廃止や統合によつての成果であるか、あるいは新規部分であるかというこれについても確か大体、おおむね話しているような気がします。これをもう一つ広げるということになりますと、さっき触れましたように、では例えば広報で出すとかインターネットで出してというそういう方向だと思いますし、それから市政懇談会こういうことの中で、こういうことについてはこういう検討をしたらこうなりましたとか、そういうことはまた随時やらせていただきたいと思っております。いわゆる主要な部分についてですね。枝葉の部分について事細かにということはちょっとでき得ないと思えますけれども、そういうつもりでやらせていただきたいと思っております。

腰越 晃君 1 行政改革の考えについて

改革というものはシステムチックといいますが、やはり細かい問題から入るのも、これをこうしたああしたという問題から入るのもわかりやすいかと思えますけれども、やはり一つの改革システムというのを作り上げた上でやっていくべきではないかなというように思っております。それが長く続いていく一つの力といいますが、そういうものになるだろうと思っております。やはりその改革システムというものをきちんと骨になる部分を作り上げてやっていただきたいとそのように思います。期待をします。

2 地域公共交通のあり方について

2番目の方の質問に移りたいと思えます。なかなかその難しい部分もあろうかと思えますし、今ほど1回目の答弁で市長が言われたようなことについても私は存じております。実際にどういう形態で走らせたらいいのかというのが本当に難しい。北魚沼に小出という中心があり、そこから放射状に交通体系が広がっている町とは違います。沢を流れる川に沿って長いところに広がっている長く広がっている町ですので、なかなかこう何といえますか効率的な交通体系が組めないという問題もあります。

ただ、今温泉と病院というふうに言われましたが、実感として病院に行くための足が欲しいという声は、ここ1~2年かなり増えているように私は思っております、そういったこ

とをやはり市に訴えてほしいという話も伺いまして今回の質問をしてみたわけなのですが、確かにいろいろな難しい部分があると思います。有料化についてもなかなかその市が主体となって事業を起こしてやるということも、今の状況の中では難しいだろうと思います。

あと、民間の業者に入っていていただいても何らかの有効な形が作れないかということも検討されてもいいかなというようにも思います。答弁にありました協議会を作ることなのですが、その協議会について少し細かい内容をお聞きしたいと思います。地域公共交通会議こうしたものが自治体によっては作られて検討を進めている状況なわけなのですが、これには補助金もついたかなというように考えております。

そうした中でやはり市民の方々であるとか、余り市民、市民といってもいろいろありますのであれなのですけれども、関係する市民です。それからあと業者あるいは道路管理者これは市だけではなく県も入るかもしれません。そうした方々を入れてきちんとこの南魚沼市の公共交通、今後のあり方について検討されていく会議になるのかどうか。そののところをもう1回お伺いしたいと思います。

市長 2 地域公共交通のあり方について

この協議会はそういうことを解消せんがために立ち上げて、いろいろご議論をいただく場になります。100パーセントどうなるかということは別にいたしまして、やはり市民の皆さん方から相当、満足度の高い部分になっていくものだというふうに私は感じておりますし、そういうふうに議論をしていただきたいということはまた申し添えたいと思っております。

腰越 晃君 はい、期待します。終わります。

議長 質問順位2番、議席番号1番・桑原圭美君。

桑原圭美君 おはようございます。先日は中学校の卒業式に参列させていただきました、今日はその卒業生たちの高校受験日であります。心より検討をお祈りしたいと思います。

我が国は戦後初めて教育費が建設費を上回るという予算編成に至りました。未来を担う子どもたち、若者たちが大きく羽ばたいていけるような地域づくりを目指して頑張ってもらいたいと思います。では通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

まず始めにこれから進むべき南魚沼市の医療と福祉についてであります。平成21年12月に地域医療対策調査特別委員会が設置され、魚沼基幹病院の計画が進んでおります。市民の健康を守り促進していくことは非常に大切なテーマであります。基幹病院の特色としまして医師の育成、臨床研究機能、スノーリゾートと外傷医療の三つがあげられております。地域医療調査特別委員会において大和病院における糖尿病の研究が注目をされていると報告もありましたが、私は「がん診療連携拠点病院」を目指す点に着目しております。

新潟県はがんに対する予防、治療の関心が高く、早くから取り組みが進められています。しかし県内に「がん診療連携拠点病院」は現在8カ所しかありません。二次医療圏いわゆる専門性の高い医療活動が完結できるものとしては、長岡赤十字病院と長岡中央病院がこれに該当しますが、南魚沼市民からしますと医療体制の地域格差は否定できない状況であり、市

民の健康を守っていく立場として地域の医療体制をさらに改善していくことが必要であると考えます。現時点での魚沼基幹病院の目指す方向性と県立六日町病院の今後についておおまかに質問をしたいと思います。

2 水利権の問題をどう捉えているか

次に今何かと話題になっております水利権問題に関してであります。新聞等で十日町市との水利権の問題が頻繁に取り上げられるようになってきています。かなり昔のことではありますが、当時、中魚沼も合意した案件であり、県も許可を出しているとの認識であります。ここへきて改めて問題化するような事態になっているわけではありますが、この水利権の問題は南魚沼市だけにとどまらず、お隣の湯沢町にも関連する事項が多いものであります。市民の関心も高い方とそうでない方があるように感じられますが、皆さんにしっかりとした問題意識を持っていただくことが必要ではないかと考えます。

今のところ抜本的な解決策が講じられることを前提とした暫定的な合意の状態であると考えますが、抜本的な解決策とはダム建設ということなのでしょう。また、ダムに頼らない解決策はあるのか、造るにしても造らないにしても清津川の水を全量返すことを求められているのでしょうか。この問題に対する最新の状況の説明を求めたいと思います。

3 一括交付金化後の投資事業の方向性

次に今後の投資事業についてであります。先ほどの質問者に対して市長より答弁のあった部分に対しては重複しないように質問を進めてまいりたいと思います。中央省庁が使い道を決めて配分をするいわゆるひも付き補助金から、地方の裁量で使用できる一括交付金へと移行されます。補助金や出先機関の削減など財政改革への意欲が示されているものだと思います。小泉政権下において三位一体の改革のもと、地方の財源は約6兆8,000億円削減されております。したがって相当期間において公共事業の削減は継続しているわけでありませう。

国が地方に義務として押し付けている事務基準は約4,000条項といわれ、今日までに約1,200条項程度は廃止される見通しとなっております。これは地方の現場においては現状の財政状況を鑑みた場合、当初の計画よりも縮小することも可能となり、実情に沿った計画の進行ができるようになると思われませう。南魚沼市では一括交付金化で用途について自由裁量となった場合、公共事業はどのように進めていくのか。また、どのような事業を優先的に進めていくのかお聞きしたいと思います。以上、演壇での質問を終わります。

市長 桑原議員の質問にお答え申し上げます。

1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

この進むべき南魚沼市の医療と福祉の中での基幹病院、あるいは六日町病院の今後であります。今議員おっしゃっていただきましたようにこの魚沼基幹病院は三つの特色といたしまして、医師の育成、臨床研修機能、スノーリゾートと外傷医療これがあげられております。先ほど議員触れられました糖尿病という部分につきましては、これは大和病院に非常に持続した長い間のデータがありまして、これに非常に大学でも興味を示しているということであ

ります。

ご承知だと思いますが8月以降、大和庁舎の中に県の臨床研修センターの前段といたしまして施設が入る予定です。そこにお医者さんがいらして、臨床研修センターの建設に当たっての役割を担っていくということでありまして、この臨床研修センターの中で一番やはり注目されるのは、今触れました糖尿病とこの地域に多いといわれる脳卒中関係の部分を重点的にやっていくということでありまして、この部分もやはり非常に注目すべき、あるいは期待をすべき事項だと思っております。

がん診療の連携拠点病院、これはやはり非常に大きなことだと思っております、これを私はやはり特に注目させていただきたいと思っております。今、議員おっしゃっていただいたように、この県内にがん診療連携拠点病院というのは8カ所しかございません。この近くでは長岡赤十字、長岡中央でありますので、やはり魚沼そして南魚沼の住民からしますと、医療体制の地域格差というのは非常に大きいというふうに感じております。この魚沼圏域ではがん患者の他医療圏への流出率が43.5パーセントと非常にやはり高いわけでありまして、身近で医療を受けられない状況と患者の家族にも非常に経済的な負担がかかっている状況があるということです。

こういうことの中で、基幹病院の基本計画の中では高度先進医療の充実といたしまして、がん治療体制の充実を図るために地域がん診療連携拠点病院というふうに明記をされておりますので、大いに期待をしているというところであります。

この放射線治療あるいは重粒子治療いろいろございますけれども、様々な装置がございますのでどのような放射線治療機器を導入するのかは、これからそれぞれ医師の皆さん方も含めた様々な角度から議論された上で決定されていくものだと思っております。

六日町病院につきましては塩沢、六日町の市民を中心に、大体対象人口4万を超える南魚沼市の3分の2の人口を抱える地域での、ある意味中心的役割を担う病院ということになりますので、この医療をそれに対応する医療を提供していかなければならないと思っております。当然、二次部分もある程度はやらさせていただきます。そして23年度に大和の病院も同様でありますけれども、この基本的な調査を行いまして、施設整備の基本計画を23年度中には作り上げたい。それに基づいて24年度以降、県と協議をしながら改築あるいは新築等も進めていければと思っております。

2 水利権の問題をどう捉えているか

それから水利権問題であります。これはもう今までの部分については議員ご承知であろうと思しますので触れませんが、抜本的な解決策、これは昨年12月27日に発足いたしました魚野川流域水資源確保検討委員会におきまして、魚野川の正常流量の設定、それから水資源確保の可能性、抜本的対策の実施妥当性について向こう5年間をめどに検討していくということでありまして、これもご承知かと思っておりますが、県はこのために23年度で2,000万円の予算を今計上しているところであります。

具体的には河川の流況あるいは流域の特性の調査、それから一般的な方法でありますため

池やダムこういうことのほか既存施設の有効活用も含めて検討をしていくということになりますし、コストや環境これらも当然考慮しなければなりません。そして水資源確保可能な最適な方法を検討するということでもありますので、また特にダムに固定をしたということではございませんが、一般的にぼつと考えますと今の清津川から分水しております毎秒6トンを超える水量を、本当にこれを全部確保するとなりますと、1億数千万トンの貯水量を持つダムを、ダムとすれば、造らなければこの毎秒ですので、毎秒この水は確保できないということでもあります。

抜本的解決策が例えば清津川に毎秒6トンを本当に必要とされているか否かと、このことも当然検討しなければなりません。もう分水して90年たつわけでもありますので、今の清津川の流況の中で何が本当に不足をしていたかということは、0.56トンの他にこの後ちょっとありますけれども増やしている。この部分でほとんど解消されているわけです。ですから、では毎秒6トンもの水量を清津川に返したということになったときに、清津峡の景観も含めて本当にそれが保てるか。あれは昭和24年に国定公園の指定を受けたわけです。分水が始まったのも大正年代ですから、水を減らしてからそういう公園指定を受けているわけでもありますので、まさにこの辺も問題が出ます。あるいは洪水時に清津川の河川が本当に大丈夫かと、こういうことも当然検討に入るわけでもありますので、全量をそっくり返さなければだめだという議論については、それは全く私はそういうことではないというふうに感じております。

今のところは間違いなく暫定措置でありまして、先般、東京電力に対しまして20年間の水利権の更新の許可が出ましたが、この中にもこの間で両者の合意があれば、その数量を変更できるものとするということを織り込まれておりますので、まさに暫定というふうにとらえていただいて結構だと思っております。とにかく私どもも魚野川の河川環境あるいは農業用水、これらをきちんと守るといふこの基本的な立場は崩さずに、これからは対応していきたいと思っております。

3 一括交付金化後の投資事業の方向性

3番目の一括交付金でありますけれども、これもご承知かと思いますが平成23年度は都道府県分として5,120億円が計上されました。市町村分については24年度以降ということでもあります。地方が自由に使える自主財源ということではいいのですけれども、民主党の何か有力者がそうすれば総額は今の5割から7割で済むという発言もありました。そういうことが本当に可能か否か、これはちょっと疑問があります。

お金を自由に使えるように渡せば、5割の金で済むなどということは普通あり得ません。それは国の方の、あるいは市町村の方のその申請事務とかそういう事務的な部分については、それは軽減はされるわけでもありますけれども、専らやはりそのことに恩恵を受けるのは国の方でありますので、実際の費用が5割も減って、では同じ事業ができるかなんてできるはずがありません。これはちょっと私どもはそうだ、そうだというわけにはいきませんが、そういうことになって補助金の削減手段にされるのではないかという警戒感を持って当たら

なければならないと思っております。

配分方法もまだ示されておられませんので、今県の方でも当初予算に計上したのは9道県だけだそうであります。またここにきまして、客観的指数といたしまして、道路延長、公営住宅戸数、第1次産業の就業者数、林野面積、人口、自動車保有台数これらを数値化して、その割合で振り分けるという考え方は、県の方には説明されたそうであります。ですので、24年以降、私どものいわゆる市町村分についても、もしこれでやるとすればそのことが基本になってくるだろうと思っております。

今までの補助金というのは、これはご承知のようにいい面もありましたが、やはり全国一律という部分で非常に使い勝手の悪い部分もございました。この縛りが全部解けるということになりますが、これは私どもは非常にありがたいことでありまして、早くそうなっていたくことを念願はしているところであります。

私どもの市でこの事業の選定に当たりまして、従来からもう補助金があるからやるということではなくて、住民要望それからまちづくりの理念に沿う、そういうことの中の優先度を決めて可能な補助金を、ではそういうことをやるということの中で何の補助金が該当するかと。これは一生懸命探しながら求めてきたということでありまして。

先ほど触れましたように、一括交付金が優先度の決定に大きな影響を与えるということは、私どもの市に限ってはないということ、そうになりましたらご承知おきいただきたいと思っております。自由度が向上する、あるいは補助対象でなくて財源的に非常に組み込みができなくてやれなかった事業が、例えばそういうところにも一括交付金は使用していいという部分が出てくれば、これは非常に市独自のあるいは市民の皆さん方の小さな要望もかなえられる可能性が出てきますので、なるべく早くこのことをきちんと言っているとおりに実行してもらいたいと思っております。以上であります。

桑原圭美君 1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

それでは地域医療の質問から入らせていただきます。日本人男性の二人に一人、女性は三人に一人が、がんにかかるといわれ、まさに国民病ともいわれているがんであります。県の資料によりますと新潟県のがんによる死亡者は、年間約7,000人程度。75歳未満の男性のがんによる死亡率は全国平均を上回って上位になっております。現在は胃がんを抜き肺がんがトップであり、喫煙、食生活、運動不足などによる原因が指摘されております。女性は乳がんの患者が全国的にみても新潟県は多く、若年層にも増加傾向が見られます。白血病、悪性リンパ腫などの血液のがんは子どもさんたちにもみられるということです。

このようながん患者の治療を地元でしっかりと行える地域にしていくことが、市民にとって最大の利益ではないかと考えております。県内の乳がん検診だけをみますと、受診率は増加傾向にあるものの、まだまだ低いとの報告がございます。がん検診そのものの受診率は減少気味という状況にあるようですが、我が南魚沼市でのがん検診の受診状況はどうなっているのでしょうか。

市長 1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

はい、お答えいたします。今市で行っておりますこのがん検診につきましては、おっしゃっていただいたように肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんこの検診がございます。20年度から22年度の3カ年の受診率の推移を申し上げますが、22年度は12月末現在であります。

肺がんにつきましては20年度が49パーセント、21年度が52.7、22年度は12月末でありますので51.8ですから、これは前年度並みか若干上向くだろうと思っております。

胃がんにつきましては平成20年度が21.8、21年度が26.7、22年度が今の段階でも27.8というふうになっております。

大腸がんが同じく20年度29.3、21年度35.5、22年度も今の段階でもう37を越えております。

それから子宮頸がんではありますが、20年度が17.9、21年度が23.8、22年度が相当上がっておりまして26.5であります。

それから乳がん20年度22.1、21年度が29.6、22年度が今現在で31パーセントと、こういうふうに一応上昇はしてきているところでありますが、県の方でも目標数値は24年か5年ですか、50パーセントとか60パーセントとかという高い数値を目標としておりますので、我々もそれに沿ってもっともこの検診を受けていただくように、あい努めていかなければならないと思っております。

桑原圭美君 1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

受診率を向上させていくことが皆様の健康管理ということに貢献できると思っておりますのでまた啓発していきたいと思っております。

先ほども申しましたように県内のがん診療連携拠点病院は8カ所あります。県立新発田病院、新大病院、県立がんセンター、新潟市民病院、県立中央病院、新潟労災病院そして長岡中央病院と長岡赤十字病院であります。県央と魚沼にないわけであります。これらの病院に加えて魚沼基幹病院もがん診療拠点病院を目指す方向性が示され、非常にいいことだと私は思っております。

先ほど市長から答弁いただいた部分もあるのですが、中部電力の若狭発電所というのが北陸にございまして、放射線治療に対する技術提供をしており、地域医療に積極的に協力している事例がございます。新潟県には柏崎刈羽原子力発電所がありまして、自治体や企業との連携を取りながらがんに対する放射線治療を導入した地域医療を検討していったらどうかと思っております。また、放射線治療の推進等がん医療に携わる医療従事者の育成を、この基幹病院の特色として積極的に取り組んでみてはどうかと思っております。いかがでしょうか。

市長 1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

この放射線治療の連携といいますか、企業関係の皆さん方との連携ということについては、なかなか私どもがまだそこまで考えは及んでおりません。そして基幹病院では先ほど触れましたように当然放射線治療を行いますので、この病院の中にできる、これもさっき触れました研修センターここにおいて放射線治療に関わる医療従事者の育成も行われるということで

あります。

基幹病院そのものの発足が、財団の発足がまだできておりませんので、これらが固まった段階で今議員おっしゃったような、例えばその東京電力、例えばですよ、あるいは東北電力だとかいろいろ有力な企業の皆さん方との連携ということも視野には当然入れていくものだと思いますけれども、それはちょっと私どもわかっておりませんので、今ここではちょっと申し上げられないということでもあります。

桑原圭美君 1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

わかりました。次ですが、平成18年よりがん末期患者の40歳から64歳の方に介護保険給付が可能となっております。それにしたい介護サービス施設の充実を図っているところでもあります。また国は住みなれた地域、在宅での療養を促進しています。その成果であるかはまだ証明されておきませんが、最期のときを自宅で迎える患者は相対の5.6パーセントになっているようであります。南魚沼市が患者さんやご家族が治療、療養介護を住みなれた場所でできるような体制を整えることは、移動のコストや精神的負担の軽減につながり、住民にとっての非常に大きな利益になると考えます。そのことは市長が提言しております地域完結型医療のまちづくりの方針と合致していると思います。これから進むべき南魚沼市の医療体制について再度、大きな考え方をお聞きしたいと思っております。

市長 1 これから進むべき南魚沼市の医療と福祉

議員おっしゃるとおりでありまして、今もうこの医療再編の考え方といたしまして、市民の皆さん方から予防から病気にかかった場合の治療、入院、在宅での治療あるいは介護、これを経て社会復帰ができれば一番いいわけですね。この切れ目のないサービスを受けられる体制づくり、これが重要であろうと考えております。

泉田知事が基幹病院の建設に当たって非常に大和病院のこの理念を共有したい。そして大和病院との関係を深化させたいというのは、まさに今までのゆきぐに大和病院がこういうことを実践してきて、そして非常に注目を浴びたということがございますのでこの体制を基幹病院部分の中にもうまくいかせれば、あるいは地域医療としての私どもの役目であります大和病院、あるいは六日町病院については当然このことをきちんとやりながらやっていきたいという思いでありますのでよろしく願いいたします。

桑原圭美君 2 水利権の問題をどう捉えているか

次は水利権の問題に入ります。仮にダム、ため池を造った場合、当然水が確保されることになるわけですね。しかし、一方で湯沢発電所が不要になってしまうとこういう事態が想定されてきます。湯沢発電所は昨年12月に運転が開始された長野県栄村発電所の約1.5倍の出力を持っているといわれています。湯沢発電所による発電の電力の供給がなくなった場合は、現在の電力の供給は当然、市内不可能ではないかと思っております。この水利権問題に関連してこの地域の電力供給問題はどのように考えていますか。

市長 2 水利権の問題をどう捉えているか

仮にダムを造って全量を魚野川の方に水源として確保するという事になったとすれば、

これは当然ですけれども清津川の発電所は使えなくなるわけです。では、どうするかといいますと、そのダム事業の中に一緒に多目的ダムとして発電も、あるいは利水も、洪水調整も、いわゆる今市内にあります三国川ダムと同じような考え方をもっていかなければならないと思います。ダムということになった場合はですね。

さっき触れましたように今の三国川ダムの5倍から6倍規模の、全量をするとなればダムが必要になるわけですので、相当大規模なダムになります。そのダムを造るとすれば当然所在地は湯沢町です。南魚沼市内にはちょっとでき得ない。ですから湯沢町さんにすれば、そのことについての電源立地に関する補助金とか交付金とかということについてはそう問題はないとは思っていますが、これはまだごく調べてはいないのでわかりません。そんなことです。

石打発電の方も当然これは元が湯沢にありますので、その水をまた揚げてきてということですから、私どものところへも若干の影響は出るかもわかりませんが、清津川からの水を取らないということになりますと当然、石打の発電所ももうこれはまあほとんど使えないということですから、あわせてダムの方に移行していただいて、多目的ダムの中でやっていくという考え方を持たなければならぬと思っております。

桑原圭美君 2 水利権の問題をどう捉えているか

非常にわかりやすい答弁でありました。今の話のとおり湯沢発電所同様に石打発電所も影響を受けるわけでありました。昨年は湯沢町議会と協議会が議員の中で発足しました。水力発電はCO₂を排出しない電力、発電方法であります。湯沢町とは観光面だけでなく環境保全やエネルギー、さらには税収という観点からもこの問題を含めて協力を得ながら議論をしていくべきだと考えますが、湯沢町との協調について伺います。

市長 2 水利権の問題をどう捉えているか

もう湯沢町さんとは特に今度は具体的な部分がでてまいりますので、議員おっしゃったように常に連絡を取り合って協調しながらやっていかなければならないと思っております。

なお、申し添えますが東京電力さんはこの件について、今の水力発電所を縮小だとか撤退だとかということは一切考えておりません。もう永久的にやらせていただきたいと、こういうことですので、今この辺もうまく加味しながら今後の対応に当たっていきたいと思っております。

桑原圭美君 2 水利権の問題をどう捉えているか

湯沢発電所はこの地域全ての電力を供給しているというわけでは決してないのですが、約3万3,000世帯の電力を供給できる発電力があるということです。これを仮に他の発電方法で行った場合は、一世帯あたりの年間のCO₂排出量が経済産業省は約5トンと聞いていますので、他の水力発電以外の発電を行った場合は、約8,500世帯の二酸化炭素を発生してしまうということになります。この水力発電所というのは、この地域にとって非常に重要な役割でございますので、またさらに研究したり、我々も協力していかなければならないと考えております。

この項目、最後の質問になります。昨年の7月であります、十日町市は建設部に国からの技官の派遣を受けていると。これは単純に総務省の進める国と地方の人事交流の一環と考えられるのですが、この水利権の問題に関して国からの技官の派遣というのは何らかの影響があるか、どうお考えになっておりますでしょうか。

市長 2 水利権の問題をどう捉えているか

これは全くございません。十日町さんがどういう意図で国交省からの派遣を受けたのか、それは私どもはわかりませんが、このことについてそれが原因でどうなったということは全くございません。

桑原圭美君 3 一括交付金化後の投資事業の方向性

次に今後の投資事業についての質問に移ります。財政は依然厳しい状況下にあります。しかし、地方自治体は継続的かつ安定的に公共事業を行っていかなくてはならないと思います。合併による特例債のとらえ方は多々あると思います。私の後援会の中にも全ての市町村が合併特例債を使わなければ、国の借金が減るではないかというような声もあることは確かですが、しかし、国がひも付き補助金から一括交付金へと移行させ、さらに出先機関もスリム化し財政の健全化を図っていく以上、我々、地方自治体もその意に沿った支出をしながら地域の経済を守っていかなくてはならないと、このように考えます。したがって私は償還が有利な特例債は有効に使うべきであると考えております。問題はその使い道となるわけでありませんが、各地域から要望があるもの、都市計画決定するような道路改良など、できる限りの有効活用をすべきと思います。

28年以降の投資計画については先ほど明確な答弁をいただいておりますので割愛をしますが、我々は28年度以降の状況を鑑みて税収を上げたり、雇用を向上するような政策を考えていかなければならないと思っております。

最後の質問です。財政的に子どもたちにつけまわさないという言葉が最近、全国の政治家の中ではやりになっているような気がしますが、合併特例債というものは建設事業にあてられるものであります。地方債は長い期間にわたって利用するものを将来の世代でも負担してもらおうという、世代間の公平を図るものという原則があります。

しかし今、南魚沼市ではこの合併特例債の使い方によって大きな混乱を生じている部分を感じられます。もう一度、合併して5年以上たっているわけでありますので、ここで市報などを通じまして市民の皆様へ合併特例債の意味とか、こういう事業に使いましたという、大原運動公園以外にもこういった事業でまちづくりに使っているのだということをもう一度皆様にわかりやすく説明をすることが必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

市長 3 一括交付金化後の投資事業の方向性

これは議員のおっしゃるとおりであります。子どもにつけまわさない。子孫にそのつけをまわさないということで、いろいろの事業に対して批判をしている方がいらっしゃいます。これは全く空論であります。赤字のつけはまわしてはなりません、赤字を。今国が借金が900兆だ1,000兆だといいますが、赤字国債の部分はそれはそれでありです。

からこれは本当に早く解消しなければ、借金をするためにまた借金をするという状況は早く解消しなければなりません。

ただ、社会資本等に投資する部分はこれだけではありません。将来その皆さん方がそのためによって恩恵も被り利益も受けるわけですから、等しく負担していただくのが当たり前のことでありまして、その建設年次の年代が全部それを負担しなければならないということになりますと、今度は何でもでき得ないことでもありますからそういうふうに議論をきちんと分けていただかなければなりません。しかしなかなかそこまでご理解いただけないという部分もありまして、そのつけを残すな、借金を残すなとこういう話が大幅多くなっているわけでもあります。

広報でも毎年、予算、決算これらのときに相当詳しい資料を出しているのです。ただ、ああいうことですから一般的に余り読みません、本当のところ。面倒くさいのです。数字をズラッと並べてある。では、他に何かいい方法があるのかと言われますと、まあ市政懇談会のときに言葉で話すということが確か一番ある意味わかりはいいと思います。

ただ、わかろうとしない方はわかりません。これは全くわかりません。もうわかろうとしないという方がやはり市政の投函ポストなんかにあります、それできちんとお返事を差し上げてもらうは言うてもそう思わないとこういうことですから。では、どうすればご理解いただけるのかそれはわかりませんが、粘り強く皆さんにはきちんとした説明はさせていただきたいと思っております。

財政につきましては今はやはりこういう時期ですから、ある程度積極的な投資も含めた財政運営を行っていかねばならないと思っております。ただ、ある程度安定期に入りますれば、そう積極的なことではなくて持続的な、そして将来もという部分も考えながら、今だって将来を考えていますけれどもそういうことだと思います。

いつも申し上げますけれども、今この時期に緊縮財政ということになりますと、病人の枕元でお経を読むとこういうことになりますので、やはり気持ちが大変でありますから極力積極的な財政運営に2、3年度も努めたところであります。

議長 休憩とします。休憩後の開会は11時15分とします。

(午前10時59分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後11時15分)

議長 質問順位3番、議席番号5番・小澤 実君。

小澤 実君 それでは通告にしたがいまして一般質問を行います。

1 小型ロータリー除雪機に補助金を

まず1点目ですが、小型ロータリー除雪機に補助金をということで伺います。今年の冬は12月の下旬からの降雪が1月末まで積雪のない日がないくらい日々、降り続けてまいりました。1月31日には豪雪対策本部が設置され、この地域の中でも雪掘りの回数が5回、6回、7回と非常に多くなされた方が多かったかというふうに思います。その掘った雪を3回

目以降くらいになりますと、どうしても片付けなければ明かりがとれない、そんな家もまだたくさんあるわけでございます。それは本年度あたりはやはり業者さんをお願いをして機械で除雪・排雪をされた方々も非常に多くの出費がかさんだ年でありました。

そんな中ですが、旧大和の時代には平成3年ごろだったと思うのですが「地域ぐるみ除雪活動推進事業」ということで20馬力クラスの小型ロータリー車が40数台、旧大和には各集落、個人ではなくて集落に対して9割の補助、1割負担というような事業があったかと思えます。その除雪機に関しては20年くらいが経過する中で非常に老朽化してまいりまして、更新の時期がきております。

ちょっと調べたところ、六日町地区ではそういった事業導入がなかった。塩沢地域については小型ではなくてもうちょっと力のあるものを入れたというふうに聞いておりますが、大和の場合というようなことになってしまいましたけれども、非常に生活道路の確保であり、春の豪雪田に対しては稲作であり畑作であり、ハウスの建設場所等に有効利用されておりました。

それらも含めて、その他にまた生活弱者と申しますか、なかなか雪が一人では除雪できないというような方のところに集落の方が行ってお手伝いをして、木戸先をあけるとというような流れがそういう部分にも使用されてきました。ぜひとも老朽化した機械を持っていて事故等があっても、また、人的な被害も出る要素がありますので市の方で、そういった更新時期にきている中で、幾らかなりともその助成ができないかというまず第1点でございます。

2 大和スマートICの24時間営業について

それから第2点目でございますが、大和スマートインターの24時間営業ということであります。大和スマートインターに関しましては、平成17年の6月より社会実験が開始されて、平成18年の10月1日より本格設置となり今現在、朝6時から夜の10時までの16時間の営業となっております。

私も都合よく利用している一人でございますが、最近、乗り降りを見ておりますとトラック関係も非常に増えてまいりました。それに加え地域の通勤に利用している方々、それから営業の方、大和、六日町、小出を含めまして来訪される方々、非常に利便性を考えるときに早期に終日営業を可能にしてもらいたい。市として東日本高速道路会社、通称ネクスコ東日本でございますが、これに対して今までどのような取り組みを行ってきたのか伺います。ぜひとも早期の24時間ということをお願いしたいと思います。

3 グランドゴルフ場整備について

それから第3点目でございますが、グランドゴルフ場整備についてということでございます。近年シニアシルバー世代に人気が高く普及が進んでおります屋外スポーツにグランドゴルフが挙げられます。社会教育課さんの方で把握しているグランドゴルフの人口は、大和地域で290名、それから六日町地域では210名。この210名についてはスポパラの会員であるということでございます。それから塩沢地域がちょっと少なくても40名程度というふうに聞いております。

それで使用場所については、大和地域に関しては水無川の親水公園、ふれあいパークでやられております。六日町地域では三国川の河川敷のせせらぎ公園でやられていると。塩沢地域につきましては塩沢公民館のゲートボール場のところともう1カ所、魚野川の右岸地区に1カ所あると聞いておりますが、非常に狭い場所と伺っております。

シニアシルバー世代の生涯スポーツの推進、それから健康増進に大いに寄与しているグラウンドゴルフでございますが、やはりまだ施設と申しますか附帯のものが足りない部分がたくさんあるかと思えます。せせらぎ公園につきましては文化スポーツ振興公社が管理をしているというふう聞いておりますが、せせらぎ公園については水道もトイレも上水がきちんと引き込まれております。

しかしながら水無川のふれあいパークに関しては県が造成をした中、今現在は都市計画課の管轄の中で、水については近くをボーリングしまして井戸水を使った中でそれをタンクに一回とって、それをまたさらにトイレであり公園の中に配水をしているというような状況の中で、とても飲める状況ではないという部分でございます。

ぜひともここにも飲料水をつなぎこんでもらいたいと思っておりますし、また塩沢地域には実質そういった場所がまだない。今回の大原運動公園の整備の中には多目的グラウンドというのがありますが、そこで実際できるのかできないのか。その辺を市の方の市長の所見を伺いたいと思えます。以上、壇上よりの質問にさせていただきます。

市長 小澤議員の質問にお答え申し上げます。

1 小型ロータリー除雪機に補助金を

小型ロータリー除雪機の件であります。これは今議員がおっしゃっていただいたように大和地区につきましては、新潟県の補助事業といたしまして平成3年から9年度まで行われたということでありまして、「地域ぐるみ除雪活動推進事業」ということで、旧大和の17集落に19台のスノーロータリー除雪機が整備をされております。この事業の前後に同様の県の補助事業によって整備されたものを含めると、市の合併前、昭和61年から平成12年の間に旧大和の30の集落で35台のスノーロータリーが整備をされているということでありまして。

このことにつきましては、当時の降雪・除雪状況から、県の補助を利用して県補助40パーセントに加えて、旧大和で50パーセントの付け足し補助をして、地元からは10パーセントのご負担ということでございました。この要綱にありますが、1集団20戸規模に対して小型スノーロータリー1台を設置して、特例として20戸未満の集落に対しても1台設置だと。それから機械の更新に必要な経費はその集団が負担をするということで、旧大和のその内規には謳われておりました。

合併に伴うそれぞれの議論の中で、先ほど議員おっしゃっていただいたように旧六日町、旧大和にはこの制度はなかったわけでありまして、この付け足しという部分ですね。そういう補助は一応やらないということで整理をされて今日に至っております。この補助の目的ですけれども、体制整備や経営体の育成ということが一番の目的でありまして、除雪機械を

整備するということが目的ではないと。集落においてその機械を利用した除雪体制を確立するというのが一番の目的であったそうであります。

したがいまして維持管理費の他、この将来訪れる、今訪れておりますが更新を見込んだ資金計画をもって運営をされるということでありまして、20年の間に当該補助金相当分を積み立てこういうことをしてくださいということでありまして、再更新時は対象外というふうになっていたようであります。こういう今の県の補助事業でありますけれども、この中でもやはりまだ特定地域の自立・安全を支援する事業の中に冬期集落安全・安心確保対策事業として20パーセント補助の県の部分は残っておりますが、他は地元負担というのが県の要綱であります。

このロータリー除雪ということの地元要望につきましても、今は企画政策課でこの県の補助事業をはじめとして、自治総合センターが行う宝くじの一般コミュニティ助成事業の活用、あるいは地域コミュニティ事業で対応していただいているのが現実であります。

現在は市内全般を見渡しますと、個人で所有している場合が圧倒的に多くなっておりまして、高齢者世帯の弱者につきましても、ボランティアでの対応こういうことに助成をしております。市としてスノーロータリー除雪機の更新、あるいは新たに導入する場合の補助金制度を今設ける必要はないのではないかと。いろいろな事業を組み合わせながら、支援体制をとっていくということでありまして。

それから緊急時です。この狭い袋小路だとか、あるいは一斉排雪、それから市民生活に影響を及ぼす豪雪これらの対応については、現場の状況を踏まえてその時々で対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。具体的にまたご相談いただいて県の事業を使ったり、あるいは地域コミュニティの中での部分を使ったり、あるいは宝くじ部分を使ったり、いろいろ組合せをやっていける道も、一度にはなかなか無理ですけども残されておりますので、それらの活用をしていただければと思うところであります。

2 大和スマートICの24時間営業について

スマートインターの24時間営業であります。これは今大和スマートインター大和地区協議会これが制度上設けられておりまして、事務局が市の企画政策課の中にありまして、長岡国道事務所の調査課が補佐をするという形になっております。委員は長岡国道事務所から二人、それから東日本高速道路NEXCOでありますけれどもこれが二人、それから新潟県から二人、我が市は副市長、それからオブザーバーで県警察から二人この9人で今構成されております。

開催要件は特にございませんけれども、前回はスマートインターの大型車対応工事が完了する直前の平成20年12月に第4回の会議を開催いたしまして、その議事の中で24時間運用への課題と今後の取り組み、協議会の今後のあり方、これらが議論されたところであります。

その際、このNEXCO側から24時間運用の明確な基準がないのです。各地のデータ状況をみますと、通算平均一日1,000台以上、これらがひとつの分岐点と見受けられるとい

う意見も出されたところでもあります。それからこれからも他の地域のスマートインターの設置もあるために、24時間運用の基準づくりを検討していきたいと。まだこれは示されておられません。

それから2番は、一番は管理費。人件費が24時間化で3人から4人必要。約1,000万円増になるということの抑制、これをどうするかということが課題でありました。試験的に監視員を片側車線あるいは近隣インターに集約して、遠方監視もしてみようということは今検証しているところでもあります。16時間制限ということの発想はこれは夜間交通が少ないということでありまして、地域の特色、工業団地等がございますので、これらの交通量が多いデータがあれば提供願いたいということでありましたので、工場団地での利用が主となる大型車の利用状況、これのアップを図りながら検討をしていくということになって現在に至っております。

現在、2月末時点の状況では平成17年の6月1日から社会実験を始めましたが、通算日平均は648台であります。大型車対応をした後の通算大型車の日平均利用は22台でございます。それからこういうことはこういうことといたしまして、昨年1月21日に社会実験から通算100万台を突破いたしました。この2月末で135万4,000台と利用はまあ順調に伸びてきているところでありまして、最近では24時間運用の目安となる平均1,000台に近い状況が今続いております。

管理費をそれでは市が負担するからどうだということも私の方から申し上げたわけですが、これについては地方財政法に抵触するということで、それはかなわなかったわけがあります。約1,000万円といわれている部分を、市が負担をするから24時間やってくださいということは申し上げたのですけれども、今のような状況で法の制限を受けるといふことでもあります。

これからの対応でありますけれども、県内にもそれぞれこのスマートインターが開設をされております。六つですね。今、豊栄、黒崎、越路そして大和、大湊、新井これは全部16時間営業でありますので、この市町村の皆さんとも連携を深めて働きかけをして、県内で一体的にやはり交渉していかなければならないかと思っております。なるべく早くこのことが実現できるように、私どもも努力していきたいと思っております。

なお、今までの最高利用数は昨年6月12日グルメマラソンこのときでありまして、1日1,934台、非常に多くの利用者があったわけでありまして、なるべく早く24時間営業を目指して努力していきますのでよろしくお願いいたします。

3 グランドゴルフ場整備について

グランドゴルフでございますが、競技者数といいますが、ある意味では体育協会に入会していないので詳しいことはわからないそうではありますが、議員おっしゃったとおりであります。市がそれに対応する専用のグランドゴルフ場はないわけでありまして、おっしゃったように三国と水無が主であります。これは県が河川公園として整備をいただいた中でグランドゴルフもやれるようにということで親水公園になったわけでありまして、塩沢には残念な

がらそういう施設がない。

これからこの施設は有効に活用していかなければなりませんし、トイレこういう部分の河川公園としての整備は1回は終了しておりますので、大会などで数がもし足りないということであれば仮設対応を今はせざるを得ないということでありませぬ。また、これは河川敷でありますので県の許可が必要になると。それからこれからはやはりそのグランドゴルフは非常に人気がございます。増えていくということだと思っておりますし、市としても県の方にお願いするものはお願いするといったしまして、当面は例えば日陰対策のテントの貸し出しとか、そういうことについては対応をしますが、根本的な解決には至っておりませぬ。

塩沢地域で舞子スキー場のゴルフの部分があったわけでありませぬ。それをグランドゴルフ用として整備をして開放するつもりはないかということ、セントレジャーの方に申し上げたのですがまだそれも実現に至っておりませぬ。

それから大原運動公園の中にグランドゴルフ場としての整備計画は持っていなかったわけでありませぬ。議員おっしゃっていただいたように例えば多目的、あるいは野球場も18ホールまで全部その中でやれるか否かはわかりませぬが、相当広大な敷地にはなりませぬので、特にグランドゴルフをやらっしゃる皆さん方は、平日の昼間というのが割合と多いわけでありませぬ。土日もありますけれども、平日の昼間となりますと、やはり一般的な運動公園というのは割合と、夏の合宿期間を除けば、何と申しますか利用される時間帯は出てくるような気がします。その辺も含めてそういうことの対応が可能か否か、これも含めて考えていきたいと思っております。やはり将来的には幾つものわけにはいきませぬけれども、ある程度、市で遊休地等を利用しながらそういう施設を設置できればいいなという思いは持っております。以上であります。

小澤 実君 1 小型ロータリー除雪機に補助金を

それでは1点目のロータリーの件ですが、非常に偏った事業だったというふうな流れでございますが、今、県から20パーセントぐらいの補助があつて、またそれであれば更新が可能だというような、その辺がやはりほとんど知られていないというのが現状かなというふうに思ひます。今その補助に関しては、かなり馬力等々も制限があるのでしょうか。お願いいたします。

市 長 1 小型ロータリー除雪機に補助金を

詳細については建設部長か企画か・・・では企画政策課長に答弁させませぬ。

企画政策課長 1 小型ロータリー除雪機に補助金を

制限の件ですが県の事業についてはやはり小型ロータリー。それから宝くじの方は上限が250万円になりますので、その範囲以内で特に制限はありませぬ。以上です。

小澤 実君 1 小型ロータリー除雪機に補助金を

わかりました。また、その償却分を積み立てておくという当初の約束はあつたかもしれませんが、なかなか単位集落では出せるかということ、かなり利用してがたがたになってやつと困つたなという話でもつて、結構地域にあるのがもうみんな本当にくたびれているので、

その辺を聞かせてもらいました。また持っている集落におつなぎしたいと思います。

2 大和スマートICの24時間営業について

それでは2番目のスマートインターの件なのですが、今ほど回答があったわけですが、実質平成17年当時からと、去年あたりと比べれば、日々の乗り降り自体は150台くらい実質アップしているように思っておりますし、やはり先ほど来ておりますけれども、今度、基幹病院が建設になると。それと先ほども出ましたけれども、今年度中に仮称の基幹病院の臨床研究センターが稼働を始める。いかんせん、やはりそれらも踏まえたり、また隣の魚沼市の水の郷工業団地、浦佐バイパスも24年には開業するというようなこと。それにあわせて何とか上に働きかけていただきたいと思っております。医師やそういった先生方が実際に移動されるのは新幹線、若しくは高速道路というようにもって大変忙しい方々が動いている中、特にその辺もきちんと対応して早くできないかなと。再度その辺、病院がらみも含めましてお願いいたします。

市長 2 大和スマートICの24時間営業について

議員おっしゃるとおりありまして、私たちも一番はやはりその基幹病院の開院時にこれがそうになっていなかったなどということでは非常に困ると。それから今前段といたしまして、今度は研修センター等の部分も入っておりますし、基幹病院が当然ですけれども開院する前に、やはり関連の企業といいますかそういう皆さん方が相当数、進出はしてくるのだろうと。そうなりますと一番重要なインターチェンジとなりますので、一日でも早く24時間営業ができるように、また働きかけは一層強めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

小澤 実君 2 大和スマートICの24時間営業について

インターに関してはぜひともそのように早期の終日営業をお願いしたいと思います。

3 グランドゴルフ場整備について

それでは3番目の件ですけれども、やはりとりあえずある程度、今大和の皆さんもあそこでやっている部分で飲める水がないということと、トイレに関してもなかなか、今使っている方々も、水さえあれば私たちも洗ってもいいのですけれども、というようなそんな対応はされているのです。けれども、なかなか常にひどい汚れがあって、今都市計画課の方でも去年あたりも何度かそこに行って掃除をしているというような状況だそうでございます。

ちょっと調べましたら、ちょうど水道の管がああ路線に行っていないのですよね。どっちから引っ張っても、東側から引っ張っても浦佐側から引っ張っても、350メートルぐらいしないとそこに到達しないような流れなのですが、その辺1点何とかつなぎこみをお願いできませんか。

市長 3 グランドゴルフ場整備について

今ここで、はい、わかりましたということがなかなか申し上げられる状況ではありませんが、実態は建設部の方で把握しているということだと思いますので、また建設部と相談をしながら。ただ、350メートルも400メートルも管を引いていくというのは、ちょっと非

現実的ではないかと。何か他に方法はないのか、これらも含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。建設部長の方で何かいい案があったら言ってください。

建設部長 3 グランドゴルフ場整備について

私の方にいい案があったらということでございますけれども、市長が言われたとおり内部でいろいろ検討させていただきたいと思っておりますし、特に上水道が引っ張ってこれれば一番いいなというふうに思っているのですけれども。今現在、井戸を掘ってやっている関係で井戸水を使ってトイレの浄化をしているということでございます。その辺、飲み水でないことでございますので、飲み水ということになるとやはり上水道か何か引っ張ってこないとなかなか難しいのかなというふうに思っているところでございます。検討はさせていただきたいと思っております。

小澤 実君 3 グランドゴルフ場整備について

今ほどなかなかちょっと難しいというような認識なのですが、実際、来年の春にグランドゴルフの上中越の大会が、500人規模ぐらいで行われるそうです。それこそ今度、大和のそのサークルの皆さんも、いずれにしろ北里のグランドを借りたり、駐車スペースも含めたり、いろいろな部分でそういうことは考えておるようでしたし、その部分何とかグランドゴルフのみならず、あそこはやはり北里学院の学生さんたちの憩いの場であったり、非常にキャンプに来る方もおられたりで、やはり何とか上水をあそこに出すことが、さらにまた大和八色の森公園も含めていろいろな部分で集客になるのではないかなというふうに思っております。

それともう1点、当然のことながら競技をやる方は除草機と申しますが、その芝を刈る機械、それが今自分、皆さんでもって大和の皆さんは中古品を買って、それで何とか動かしているというような状況でございますが、できれば市の方でそんなに高価ではないらしいようなので購入して、管理云々はその皆さんに任せるような格好でいいかと思っておりますが、そんなことはできないでしょうか。

市長 3 グランドゴルフ場整備について

その水の件であります。井戸水がある程度豊富であれば、方法は幾らでもあります。いわゆる塩素消毒をして飲料水として適当だと認めてもらえばいいわけですので、これは方法があります。

ここででは質問いたしますが、井戸水は豊富でしょうか。

議長 議長の許可を取ってください。

市長 議長、ひとつご質問をさせていただきたいと思っておりますが(「どうぞ」の声あり)その井戸水は豊富に存在しているかないか、ちょっとお聞かせください。

小澤 実君 3 グランドゴルフ場整備について

自分もそれよりも下流でもってかなり井戸水を使っているわけですが、実質その井戸のボーリングの深さ自体が、現況のものがどのくらいのものかそれがちょっとわからないので。夏場であればまず枯れるなどということはないという流れです。

市長 3 グランドゴルフ場整備について

ありがとうございました。そうであれば先ほど触れましたように、どうしても上水の水でなくてもそれができるわけですので、それらも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

それからあと芝刈り機でしたね。昨年でしたがあの三国の公園には1台確か整備をさせていただきましたので・・・揺れている・・・

<地震発生>

議長 休憩とします。

(午前11時47分)

議長 休憩を閉じて会議を開きます。

(午前11時50分)

市長 3 グランドゴルフ場整備について

先ほど触れましたようにこの芝刈り機は三国の方に今1台購入してございますので、これは貸し出しも可能であります。当面はこれでもし必要でしたらしのいでいただきたい。状況をみながら、またこのことについても検討をさせていただきたいと思っております。

小澤 実君 終わります。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時ちょうどいたします。

(午前11時51分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分)

議長 質問順位4番、議席番号6番・黒滝松男君。

黒滝松男君 傍聴者の皆さん、大変お忙しい中、大勢の方から来ていただきましてありがとうございました。それでは通告書によりまして質問をさせていただきます。

1 トミオカホワイト美術館の運営について

最初の1番目はトミオカホワイト美術館の運営についてということで質問をさせていただきます。「雪国の天与は雪国に返す」という富岡惣一郎画伯の思想を受けまして、財団法人八海山「白の世界」文化村は1990年11月3日にオープンをいたしました。残念ながら画伯は1994年5月31日にお亡くなりになりましたが、大変貴重な作品を447点でしょうか、市 当時は六日町でございましたが、寄贈いただきまして、昨年11月には20周年記念を挙行了したところでございます。しかしながら、時代あるいは社会的な変化でしょうか、入館者数が平成6年度の3万826人をピークに年々と減少をして、平成20年度からは1万人を下回っているというのが現状でございます。これらを踏まえまして、財団は3月末をもって解散をして、市がその資産を引き受け美術館の運営を引き継ぐということになっているわけですが、以下の3点について市長の考え方をお伺いいたします。

最初の1番目として、先ほど話したように4月から市が受け継ぐというようなことでございます。ブランクのないようにやっていただくというようなことは当然でございますけれど

も、館長それから学芸員等々を含めた今の人員が何人かいるわけですが、その辺の人員体制についてどのように考えているのかお聞きしたいと思っております。

併せて、売店、喫茶等々があるわけですけれども、先般お伺いいたしましたらば、やはりここでコーヒーの一杯も出さないとうまくないのではないですか、というようなことを今いる方がおっしゃっておいりました。売店についてもごうぎな売上があるとは思いますが、それなりに売上があるというようなことも話をしておりましたので、その辺の営業についての考え方も併せてお聞きしたいと思っております。

それから2番目として、指定管理に移していきたいというふうな考え方を持っているわけですけれども、財団の方の整理がつかなければ当然すぐにはできないというふうなことでございますが、指定管理への移行の時期といえますか、いつ頃をめどにというふうなことをお聞かせいただければと思います。併せて今、評議委員会等々いろいろな会議が確かあると思うのですけれども、運営委員会等々を設置して、また誘客等々のことについてもその委員会でいろいろな協議をしながら進めていってはどうかと。特に地元といえますか今までちょっと私どもからみますと、敷居が高いといえますか高尚な美術館でございますので、そういった方向があったわけですが、地元のいろいろな方々も入れながら、そういった委員会等々を作ってやっていってはどうかというふうに考えております。その辺のこともお聞きをしたいと思っております。

それから3番目として、先ほど話もしましたように1万人を割っているというようなことですけれども、入館者数のアップ対策といえますか、できればもちろん収入を見込んでいるわけですけれども、そういった入館者数のアップの方と、当然料金の方も大事なわけですけれども、人数のアップを図っていってはどうかというふうなことです。特に年何回ですか入れ替えをやっているわけでございますが、そのときには小中学生だとか、また、地域住民に無料で入館等々をして見ていただいて、また来ていただくというようなことを図ってはどうかというふうに考えております。

あわせて、地域と密着したイベントをというふうなことですけれども、先ほどもちょっと触れましたがピアノだとかいろいろなことをやって、イベントをやっているわけです。私もそういったときには余り行かなくて申し訳ないのですが、地元の例えば小学校の作品展だとか、地元で密着したようなイベントといえますか、そういったことをやっていってはどうかというふうな考え方でございます。先般行っていましたら、日本の有名な写真展みたいなこともやってございましたけれども、地元のそういったことも、写真展等々もやっていったらどうかというふうなことを考えております。ぜひ、またその辺のところもお聞かせ願いたいと。

もう1点はエージェントとのタイアップと書いてありますけれども、六日町の観光協会の方でNPOの方ですが、芸術&歴史探訪バスツアーというふうなことでこの4月から毎日ではなくて土、日、月の3日間でございますが、そういったバスツアーを企画しておるようでございます。こういったところとも連絡を密にしながらタイアップをして、入館者数のアッ

プを図ってってもらいたいというふうなことでお願いをしたいと思っております。

あれだけ作品の数もいっぱいありますし、素晴らしい作品があるわけですので、ぜひ地元の方からも多くの方から見ていただいて、また都会の方からも来ていただくということで、入館者数のアップを図ってはどうかというようなことでお聞きをしたいと思っております。

2 ふれあいサロンの拡充について

それから2番目の方でございますが、ふれあいサロンの拡充についてというふうなことで、当南魚沼市では社会福祉協議会が中心となって、現在89サロンだと思いましたが活動もされておるようでございます。この活動は地域を拠点にお年寄りや障がいのある方々がボランティアとともに身近な地域で、気軽に楽しくを基本に、する、されるという関係ではなくて、地域住民同士が対等な関係で協力しながら進めていく事業であるというふうに書いてございました。

2月に会派の管外視察研修に沖縄県の大宜味村というところに行ってきました。ご案内のようにこの大宜味村は長寿日本一宣言を平成5年に掲げ、「健康長寿の生き生き輝く文化の村」を目標に、理念として健康ユイマール ユイマールというのが相互助け合いというような意味だそうでございますが、村づくりをすることによって、保健・福祉の充実、また、安心・安全な生活環境の整備を進める小さな自治体でございます。

たまたま当日、公民館でのデイサービスに我々8人も飛び入りといいますが参加をさせていただいて、歌があったり、また踊りがあったり、いろいろな交流会をしてまいりました。本当にいい研修をしてきたというふうに考えております。行政の主導のもとで全集落でそういったことを計画的に実施をしているというふうなことを伺ってまいりました。

そこで今後ますますこの高齢化が進む中で、ふれあいサロン事業について市長の考え方をお聞きいたします。先ほど話をしましたように、現89サロンが活動しておるというようなことでございますが、全行政区に拡充を図っていただきたいと。健康推進はもちろんですが、高齢化がますます進む中で、また具合の悪い方もいろいろ増えてきているわけです。遠くまで行ってするのもなかなか大変でございますので、小さな各集落単位でそういったことに取り組んでやっていけばいいのかというようなことを考えております。

また2番目として推進委員といいますが、班長、ボランティアさんでございますが、この方たちの育成をやっていかないと、その方の高齢化によってこの事業がとん挫するところも出ておるように聞いております。そういった人たちの育成といいますが、そういったことを今後も力を入れてやっていかないとだめなのかというふうに考えております。平成20年度のふれあいサロンのアンケートまとめというものがあるわけですが、それをみますと、進める上で問題点等々は、というようなことを聞いているわけですが、班長のやり手がないとかボランティアの不足傾向とか、そういったことが出ております。そういったことで辞められるということのないように、今後も続けていっていただきたいと、また拡充をしていかなければならないというふうに考えております。以上のことにつきまして、市長の考え方をお伺いするものでございます。壇上からは以上です。

市長 傍聴の皆さんご苦労さまです。同じ城内ですので、よろしくひとつお聞き取りをいただきたいと思います。

1 トミオカホワイト美術館の運営について

黒滝議員の質問にお答え申し上げます。トミオカホワイト美術館の運営についてであります。4月からは運営についてはなるべく早いうちに指定管理者を目標としているところがありますけれども、4月からどのくらいの期間になりますか、遅くとも10月ごろとは思っておりますが、当面の間、市の直営ですので臨時職員2名で当面は引き継ぎも受けながらやっていこうと思っております。とりあえず少数のスタッフによる運営体制でありますので、この喫茶、コーヒーについてはそこに出しておくのはいいのですけれども、注文を受けてお金を頂くということは当面はやめていこうと。ただ、売店は、これは富岡先生の美術品と一体的なものでありますし、非常に皆さん方から喜ばれておりますので、売店については営業はそのまま続けていきたいというふうに思っております。

指定管理者につきましては、美術館の運営は指定管理ということで一応目標にしておるわけがありますけれども、見込みはできれば9月議会で議会の方から議決をいただいて、10月から正式に指定管理者の方に移行できればと思っております。

それから協議会的なものでありますけれども、トミオカホワイト美術館、これは一般的な美術館がこういうものか、もっと幅広くいろいろの事業をやりながらやっていくのが一般的なのかちょっとわかりませんが、主体的には富岡先生の作品という非常なシンプルな部分でありますので、その審議会的なものは置かなくてもいいのではないかという思いであります。ただ、いずれにしても地元の皆さん方からは、それぞれご協力をいただかなければならない部分も大変ありますので、この辺をどういうふうに構築していくかということはこれから詰めていきたいと思っております。

入館者アップの対策であります。現在も城内だけに限ってだったのでしょうか、無料券を配布したり、あるいは学生、小中学生の皆さん方にもそういうことは呼びかけてはあったのですけれども、一時的には学校の授業の中での美術館への入館といいますが、それはあったわけです。今は確か余り行われていない・・・いないですね。そういうことで非常に地元の皆さんからの入館というのが少ない状況であります。

例えば無料券を配布したりということがあっても、入館は増えなかったわけありますので、この辺にどういう原因があってそうなのか、これらをきちんと検証しながら。今議員がおっしゃったように入館料も大切ですが、やはり大勢の方からこのすばらしい絵画、富岡先生の美術に触れていただくということは大切なことでもあります。どういう対策をとれば皆さん方がおいでいただけるかということは真剣になって考えないと、ただただ無料券を配布したり、企画展示的なことがあったときに呼びかけたりだけでは、どうも今までの経過からいって余り大幅に入館者が増えるということにはならないかという思いであります。

一つ残念だったのは、一昨年「天地人」の際に、八海山のロープウェイに13万人も12万8,000人ですか、訪れていただいたわけであります。なぜ、そのお客さんをあそこ

に一部でも呼び込めなかったかというこの部分が、非常に私としては残念でありました。いろいろお話を伺いますと、エーজेंटの旅行行程の中に組み込まれなかったとか、いろいろなことは美術館の方から聞きましたが、ではそういう努力をしたのかというと、これもちょっと不明な部分がありまして、ある意味努力不足ということも今までもあったわけでありますので、その辺をどういうふうに克服できるかということだと思っております。

六日町観光協会の皆さん方のその取り組みについては大変ありがたいことでもありますので、そこばかりに限らずそれぞれのエージेंटの皆さん方に、とにかくここに訪れていただく、その何かのコースの中にこの富岡ホワイト美術館を組み入れていただくという努力は、これは当然ですけれども強力にやっていかなければならないと思っております。また黒滝議員からもそういう知り合いがあったり、そういうところがありましたらひとつお知らせいただきたいと思っております。まずはまめに情報提供をすると、ここから始まっていかななくてはならないと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

2 ふれあいサロンの拡充について

ふれあいサロンであります。今議員、おっしゃっていただいたように、市内89カ所で実施をしております年々増えております。19年度が82、20年度が84、21年度が86で今年度89サロンであります。21年度実績から申し上げますと974回の1万8,006人の参加があったということであります。大和地域で163回、3,209人、1日平均20人であります。これに対する活動費の助成が32万6,000円。六日町が519回、9,210人、1日平均は18人であります。103万8,000円の活動助成。塩沢地区が292回、5,587人、1日平均19人であります。58万4,000円という活動費の助成をさせていただきます。

このふれあいサロンの効果といいますか、これは非常に大きなものがございますので、とにかくこの高齢化社会に対応する非常に有効な手立てだと思っております。今、おっしゃっていただいたように、ボランティアの皆さん方が中心になってやっていただいているわけであります。これから高齢者対策として地域で支えあうということは非常に重要なことでもありますので、ふれあいサロンはその最右翼の活動だと考えておりますので、拡充していかねばならないとは思っております。

参加者や運営スタッフのアンケートであります。このサロンに関しては喜んで参加しているという声が圧倒的に多いわけであります。やはり班長やボランティアのなり手がいない。それからこれは常にいわれることではあります。男性の参加が極端に少ないと、ほとんどが女性の方であります。これもやはり一つのこれから考えていかなければならないことだと思っております。行って酒でも飲ませればいっぱい来るのかもわかりませんが、そういうわけにもなかなかいきませんし、ここをどういうふうに対応していくかということだと思っております。

それから運営費用に対しての助成額が少ないと、増額をとということもこのアンケートの中には書いてあります。社会福祉協議会と当然でありますけれども、きちんと協議をしながらよりよい運営ができるように検討していきたい。お金の面でありますけれども、何をもって

少ないのか多いのかということが非常に問題であります。基本は其中で例えば飲んだり食べたりという部分については、これは基本的には原則個人がそれを持ち寄って常にそれを用意しながらどうぞということでは、なかなか運営が成り立ちません。基本的にはそういうことなのですけれども、その辺、何故に運営費といいますかこれが、どこの部分が足りないのかということをもたよく突止めながら、必要であればやはりこれは増額ということも考えなければならぬと思っております。

それから大宜味村ですか、これは非常に議員がおっしゃったようにすばらしい高齢者対策といいますかそういうことでやっていらっしゃるわけですが、ここはやはり17字、人口で3,500人ということですので、行政が主導をして村の行政手段の一環としてやっていけるということは、こういう規模だからできるわけでありまして。私どものところのようになりますと、今、行政区だけで233ですか、そして人口は6万人を超えているわけですので、ちょっと行政がこのことを主導していくという形にはやはりなり得ない。ですので、先ほどから触れておりますように、ボランティア的な部分を中心にさせていただいて、そこに行政が何らかのお手伝いをして、これを盛り上げていっていただくということだと思っております。

班長、ボランティアの育成であります。議員もおっしゃっておりますように、一番これがないと機能もしませんし、発足もできないということでもありますので、このことをどうしていくか。これもおっしゃっておりましたようにボランティアの高齢化が進みまして、とても面倒がもうできないとか、そういうことになっていかないように、きちんと対応していかなければならぬわけでありまして。社会協議会の方でもリーダーの養成、あるいはふれあいサロンの立ち上げのアドバイスこれらはやっておりますし、県もボランティア研修の紹介、あるいは参加促進これらを行っているところであります。これからもこのふれあいサロンばかりではなくて、ボランティアの育成というのは非常に大きな課題でありますので、育成も欠かせません。社会福祉協議会や新潟県とまたよく連携しながら育成に努めてまいりたいと。

それから地域コミュニティ活性化事業が今導入されてやっているわけですが、この提案型予算ということも例えば立ち上げるときに使えると。恒常的にずっとここにということにはならないかもわかりませんが、立ち上げの際にはやはりその地域の中で、そういう形で支援をしていくということも考えられます。これらもまたひとつ視野に入れながら、なるべく大勢の皆さん方から参加いただけるような体制をとって、元気でそして明るい老後が過ごせるような施策を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上であります。

黒滝松男君 1 トミオカホワイト美術館の運営について

それではトミオカホワイト美術館についてももう少し質問させていただきたいと思っております。先ほど話がありましたように、4月からは臨時職員が2名でというふうなことでございましたけれども、学芸員についてはどんな体制でやっていくのかまず聞きたいと思っております。

あわせてコーヒーショップ、どうしてもこれは あそこでコーヒーを飲みながら八海山を見るというのが富岡先生も好きだったそうでございますし、あそこに今いるスタッフの方

もそれは残していただければということをおっしゃっていました。そんなにどんどんコーヒーを注文する人がいるわけではありませんので、ぜひまた残して天気の良い日に作品を見てから、また見る前に、あそこで一服をするというようなスペースになっているわけです。そういったことはぜひ残していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長 1 トミオカホワイト美術館の運営について

ご質問にお答えいたします。学芸員につきましては、当然であります美術館でありますので学芸員を配置しておかなくてはなりません。臨時職についても、あるいは指定管理者に移行する際についても、このことは必須条件でありますので、学芸員はきちんと確保しなければならぬと思っております。

それからコーヒーにつきましては先ほど申し上げましたように、あその職員がいちいち注文があったときにコーヒーを出して差し上げて、お金をいただくというシステムは非常にむだです。ですから、例えばコーヒーが飲みたい方は、あそこにコーヒーを、まあこれはインスタントになりますけれども、用意をして紙コップを置いて、例えば100円もらうのかただでいいのか、これはこれからの検討で、それで自分で飲んでいただくという形はとれるわけです。そういう方向に移行しなせんと、今までの経過をみておりましたもコーヒーを出すことが専門的な職員を一人あそこに置いて、いつ来るかわからないコーヒーのお客を待っているという、これではとても運営も成り立ちません。そういうむだをうまく廃しながら、しかもお客さんから喜んでいただけるという方法を考えていきたいと思っております。

黒滝松男君 1 トミオカホワイト美術館の運営について

学芸員についてはぜひ置いていただいて、やはりお客さんが来たときに説明もできないということだとなかなかまずいというふうなことだと思いますので、お願いをしたいと思っております。コーヒーを飲めるところというようなことですが、今の形がいいばかりではありませんので、そういったちょっと休憩できるというふうなスペースがあるわけです。そういったところもひとつ勘案して、何らかの方法でまたやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから2番目の方に移りますが、指定管理につきましては10月をめどにというふうなことでございましたので、9月の議会でというふうなことでそれにつきましてはわかりました。審議会等々はもちろん必要ないと思っておりますけれども、先ほど言いました運営委員会という名前がいいのかどうか。地域の方はもちろんのことですが、幅広い方も当然必要でしょうが、それらの運営について、また入館者数のアップ等々も含めて、そういった委員会みたいなものを立ち上げて、いろいろな面でまたバックアップをしてもらいながらやっていってはどうかというようなことでございます。審議会等々は必要ないと思っておりますけれども、その委員会等々について再度伺いいたします。

市長 1 トミオカホワイト美術館の運営について

この運営委員会的な考え方でありまして、先ほどちょっと触れましたように、例えば運営委員会的なことを設けてその中でそれぞれ議論をしても、あのトミオカホワイト美術

館というのは富岡先生の作品 他に若干の棟方志功だとか市の持っている部分とか、あるいは今泉博物館とか池田美術館とかという皆さん方とは協調していきますけれども、特にあそこでこういう事業、ああいう事業という部分というのは今はなかなか考えられません。運営委員会を置いてその方針のもとにやっていくということではなくて、市の方での社会教育課ですかいわゆる教育委員会とか、そして学術的なことばかりではなくて当然その運営面も出てきますので、市長部局の方とのいろいろなことの相談の中で、こういうことをやっていこうとか、1年間の目標はこうしていこうとかということを立てる方が、より現実的ではないかというような気がします。

今現実的に、例えば今泉博物館、あるいは牧之記念館ですか、こういうところについても特に運営委員というものは設けてはいないですよ。結局限られているものですから、池田記念館みたいにありとあらゆることをいろいろやっていくということになりますと、またその中ではそういう皆さん方のご意見ということが必要になるかもわかりません。ですので、運営していく方向性をきちんと定めた中で、今、議員がおっしゃったような運営委員会的なことが必要であれば、これはもうそこに設けていかなければなりませんけれども、今なかなかまだそこまでの方向性ということが出ておりませんので、それはもうしばらく置かずに運営をさせていただく中で考えさせていただきたいという思いであります。

黒滝松男君 1 トミオカホワイト美術館の運営について

わかりました。委員会等々というのはちょっと硬い表現になりましたけれども、サポート的な今もいろいろなところから寄付等々仰いでやっておるわけですが、そういった意味も含めて地元との何ていいますか、一体となってやっていく方がベターではないかというようなことで、委員会等々のことをあげました。けれども、ごうぎそこで方針なり、それから目標を立ててその方がやるというようなことは、当然市なりまた教育委員会なりがやるわけですから、サポート的な意味合いでのこととございますので、ぜひまた考えていただければというふうに思います。

それから3番目の方に移りますが、収入よりも人数の増をとというようなことで話をしましたけれど、無料券を確かに配布したこともありました。先ほどちょっと触れましたけれども、表現がいいかどうかはわかりませんが、ちょっと敷居が高いといいますが、いい言葉で言うと高尚なといいますがそういったところがありました。今後はもちろんそれも大事なわけとございますが、地元と密着した中での運営をやることによって、無料券等々のまた効果も出てくるというふうに考えております。ぜひ、また小中学校、もちろん学校の教育の一環というものになると思いますけれども、バスを使ってというようなことになるかもしれません。そんなことも取り入れながら、また、地域住民にもそういった今までやったことがあったけれどもということではなくて、再度またやっていただければありがたいというふうに思います。

それから六日町観光協会のこと話をちょっとしましたが、これはできるか否かまだわかりませんが、八海山ロープウェイの方ともこの話をさせていただいて、日曜日になる

と30台も40台もバスが来るわけです。特に天気の悪い日といいますかそういったときには、ロープウェイもさることながらトミオカの方にも寄っていただくような企画が組めないものかというようなことで話もさせてもらっておるところでございます。そういうものが決まりましたらぜひまた、入館料についても団体が今500円でしょうか、必ずしもそれにこだわらなくても私はいいのではなかろうかというふうに思っているわけですがけれども、その辺のことをお伺いをさせていただきたいと思います。

市長 1 トミオカホワイト美術館の運営について

地域と密着したイベントは本当に大切だと思っています。今、八海山スケッチコンテストはやっておりますし、それから写真の方のコンテスト。スケッチコンテストの方は子どもたちがいっぱい出展してもらっていますのでそれらを全部展示をして、やはりその際には親御さんが見えられたり、非常にいいことだと思っています。こういうことの拡充だとか、それには努めていかなければならないと思っています。それから団体客には、当然ですがけれども割引はさせていただかないとならないと思いますし、ちょっと今考えていることは市内の宿泊施設に、トミオカばかりではありませんけれどもこの割引券を観光協会や宿泊施設にも置かせていただいて、それを持ってきていただければ何割引きとか、そういうことも含めて考えていかなければならないと思っています。

それから最後におっしゃっていただいた八海山ロープウェイとの連携といいますか、これは本当に大切なことであります。やはりちょっと敷居が高い部分が、本当に今まであったことは間違いありませんね、黒滝議員はもう十分ご承知でありますけれども。もう少し気楽に入れて、そして気楽に見られるという部分を模索していかないと。余りにも何ていいますか厳格に、例えば当初は長靴を履いた人は入れないとか、お酒が少し入っているともう入館はだめだとかということから打ち出したのですね。そこでちょっと前館長とあつれきが生じましてああいう問題になったわけでありましてけれども、学芸員の皆さんが全部そうだと申しませんが、やはり専門的にそれを勉強した方というのは非常にそういう部分は求められるわけですが、もう少しお互いが柔軟に考えていかなければならないと思っています。

それからイベント的なもの、ピアノとかいろいろやっていましたが、茶会をやったときは非常にはやったのです。長岡の方から渡辺理事長が。ところがピアノとかがございますけれども、これは余りにも高尚過ぎて地元のピアノを習っている子どもたちが行って聞いてみたけれどもぜんぜんわからないというような、非常に高尚な部分なのです。あれで例えば市歌でも弾いてくれるとか、宇宙戦艦ヤマトでもやってみてくれるとか、そういうことをちょっとうまくコラボしていただければ、もっと確かいけると。そういう部分も含めながらもう少し柔らかくまずは考え直していかなければならないと思っていますので、ぜひとも地元の皆さんから相当なご支援、ご協力をいただかないとなかなか成功しませんのでよろしくお願ひ申し上げます。

黒滝松男君 1 トミオカホワイト美術館の運営について

ありがとうございます。繰り返すようですが、入館者の収入よりも、一つ今年といいます

か新年度は入館者数のアップというようなことで、私もできる限り協力したいと思っておりますので、またいろいろとご助言をいただいて、一緒になって入館者数を増やしていくようなことをやっていきたいというふうに考えております。トミオカホワイト美術館については以上で質問を終わらせていただきます。

2 ふれあいサロンの拡充について

2番目のふれあいサロンの件につきましてですけれども、市がもちろん中心となってやるのがなかなかでき得ないというようなことだと思います。広報等々を通じながら、今も社協の広報には年に何回か活動内容が載ってくるようなことでございますけれども、市の広報等々も使ってこういったことを今やっておりますと。また、立ち上げたい集落については、こういった援助もできますというようなことを市報等々を通じながら、各市民に伝えるようなこともやっていかないとなかなかうちの集落も立ち上げようというようなことで今進めておりますが、実際ではどうすればいいのだという話から始まって、今日の質問にもなったわけです。そういったことをきちんと告知をしながら、どこの行政区、集落でも立ち上げられるというようなことを伝えていくようなことで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから、今89というふうなことでございますけれども、ちょっとお聞きしましたら、年に何回かはバスを使って移動する、例えば銭淵公園に行って花見をするだとか、夏になったらどここの施設に行ってバーベキューをするだとかというふうなことをやっているところもいっぱいあるようでございます。当然そういった温泉旅館施設を使えばその送迎ができると、バスが迎えにきてくれるというようなことです。けれども、そうでなければ自分たちでチャーターをしてというようなことです。今も若干補助があるように聞いておりますが、市のバスが大和も含めてあるわけですので、そういった使い勝手のいいようなことでやっていただきたいというようなことも要望としてありました。空いている時間になるかと思えますけれども、ぜひ、市のバスを利用させていただければというようなことがありましたので、そのことにつきましてお聞きをしたいと思っております。

市長 2 ふれあいサロンの拡充について

このことについての広報的なことは一生懸命やりながら、皆さん方から理解をいただいて立ち上げる方法がわからないとかということがないようにやっていかなければならないと思っております。広報等でもやりますし、やはり一番簡単なことは社会福祉協議会、あるいは市の方にご連絡をいただければ、そういうことはすぐ対応しますので、それも含めてご利用いただきたいと思いますと思っております。

花見や歌や踊り、それから保健師が行っての健康指導、筋力体操、こういうこともやっていただいております。市のバスというお話であります、今89あるわけです。これがどんどん広がっていったら例えば150、200。市のバスが空いているといっているにしても、空く時間帯はやはり一つです。そこにこれだけ多くの皆さん方が市のバスを出してくれと言われたときに、対応できるかということとても対応できるものではありません。例えば10集落

ぐらいであれば、それは何とかやりくりはできるかも知れませんが、とても80だ、100だ150だということでは対応できませんので、市のバスということはちょっとご勘弁は願いたいわけであります。

どういふ方法がとれるかというのは、今議員がおっしゃったように例えば温泉に行けばそのということがありますが、ただ、花見だとかそういうことになったときではどうするのだと、こういうことでもあります。どういふ方法が一番適当なのか、これはやはりきちんとまた相談してみなければならぬと思っております。今ここでどういふ方法でどうだということは申し上げられませんが、検討といいますが、相談をさせていただきたいと思っております。

黒滝松男君 2 ふれあいサロンの拡充について

大体話はわかりました。何といっても高齢化が進んでいく中で、安否確認等々毎月1回、2回集まっていればできるというようなことでもありますし、痴ほう等々が進んでいる中で、こういった活動が大きく広がっていけば医療の削減にもつながってくるというふうなことも考えられるわけです。ぜひ、拡充を図っていただきたいというふうなことをお願いをいたしまして、答弁はいいですけども終わりです。

議長 質問順位5番、議席番号8番・山田勝君。

山田勝君 発言を許されましたので一般質問を行いたいと思います。傍聴の皆様、大変ありがとうございます。せっかくおいでですので、一つでも何か役に立ったとか、勉強になったとか、市の方針がわかったとか、そういったことを持ち帰っていただけるように頑張る気持ちで一般質問をしたいと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。大きな項目で介護関係のことが1点、もう一つが横断歩道橋の件であります。それでは介護関係の質問に入らせていただきます。

1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

今ご存じのように高齢化が非常にめざましい勢いで進展しております。それも超高齢化といわれる時代になってまいりました。細かいデータは他に譲るといたしましても、新潟県の高齢化率は全国平均の7年先をいっております。そしてさらに魚沼圏域をみますと、プラス2.7年、約全国平均の10年先をこの地域は進んでいるところであります。2020年、7年後になりますが、県民の3人に1人、若しくはこの地域においてはさらに2.7人ぐらいに1人という65歳以上の高齢化社会を迎えるようになります。ちなみに私は7年後、61歳です。ですのでまだ若者でいたいと思っております。

介護の制度として振り返ってみますと、平成12年4月に介護保険法が施行され、措置という行政からの制度から契約制度へと社会保険方式が採用され制度が移りました。そしてその後はその制度の認知を認知というか皆様にお知らせをする、これは民間との契約で自分で選択ができるのですよと、そういった周知がなされまして次第に利用者が増えてまいりました。今度は利用者が増えるばかりに改正がなされ、給付の抑制策がとられるようになりました。現在まで何回か制度改正がありまして、一部費用の自己負担、予防重視のシステム、

それを含めて地域包括支援センターという制度が導入されました。

昔を振り返りますと多くのお年寄りの方は、家庭の中で家族の介護を受けながら、そして看取られて亡くなっていきました。しかし現在は、医学の進歩や生活水準の向上、そういったことによりまして、80歳を超える高齢者が多くなりました。そしてその20パーセントが介護を必要とし、その数が激増している状況になっているわけであります。その比率だけではなくてさらに、医療の充実もありますのでその介護期間が長期化しています。

それに反しまして高齢者を支える世代の数は次第に減少していきます。核家族化という社会現象もあります。高齢者の面倒をみる身内がなく、老老介護や高齢者単身生活が増えてまいります。単純に身体だけの高齢化だけではないのです。併せまして認知症の発症や、さらに生活のための経済的問題も発生してまいります。家族としてみても、介護現場での家庭内暴力、介護疲れによる鬱、そして金銭問題、人権問題などが発生している状況であります。

こういった高齢者個人の尊厳を守り、社会として感謝を込めて老後の安心を提供する、これは今の高齢者のみならず、現役世代にとっても最も重要な問題であるといえます。この社会として家族を含めた生活を支える介護、この破たんのない、かつ遺漏のない制度設計が現在大切であるといえます。

高齢化の進展とともに介護関連サービスは飛躍的に拡大をしております。こうした中で3月1日新潟日報の世論調査が出されておりました。今の政治に何を望むのか、という調査結果が掲載されておりました。今一番望まれている政策は、社会保障の充実がトップであります。約7割の人が医療や少子高齢化に関する政策充実を望んでおります。景気雇用対策もそれに続いておりましたが、その割合は55パーセントとなっておりました。裏返して考えますと、今の福祉政策に国民の不安というものが表れているものだと理解できます。

それでは平成23年度第4期介護事業計画の最終年に当たりまして、現在までの事業実施の評価、併せまして平成24年度からの第5期計画 第5期計画へは平成23年度にその準備をしなくてはならない、そういうことで平成24年度からの第5期計画への方向について伺いたいと思います。

それでは項目に入らせていただきます。社会保障としての「介護」の対応。先に述べましたように、家庭介護から社会環境の変化により社会介護へと概念が変化してまいりました。さらに利用形態の多様化により、居宅系、施設系、地域密着型サービスなど事業所、施設は細分化されてまいりました。現在まで市内及び福祉圏域の中でマッスとしてのニーズと、多様化にどう対応してきていると考えておりますか、伺いたいと思います。

二つ目、包括支援センターの機能と体制状況についてであります。地域住民の方の保健医療向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括支援センターができました。その業務内容をみますと、一つ、介護予防のマネジメント、一つ、総合相談・支援、一つ、権利擁護、一つ、包括的継続的ケアマネジメントの4点であります。まさに地域の保健医療の総合担当部署といえます。前段で述べましたように、高齢化の進展で需要が急増しています。センターとしては相当大変な状況にあることが考えられます。果たしてその機能

が現在、体制として十分であると考えられますか、お伺いいたします。

3点目、産業としての「介護」であります。介護認定者一人当たりの費用は、これは全国平均であります。大ざっぱ150万円強といわれております。2020年の推定認定者数は県内12万7,000人と推定されます。誠に不謹慎な言い方になってしまいますが、市場規模はこれを計算すると2,000億円といわれております。現在2010年、この資料によりますと2020年には270億円の増加。それに対してさらに周りの波及効果を考えますと、420億円という影響があるといわれています。そしてさらにここに雇用という面をみますと、よくいわれます103業種中トップでありまして、この介護市場のみにより5,700人の雇用創出が見込まれるとされています。

現在民間で多くの施設運営がなされておりますが、仕事が大変な割に報酬が少なく、雇用されている方々の賃金も決して多くないと聞いています。介護の安心、これを提供し継続していただくためには、市長はどのようにお考えになられているか伺いたいと思います。

4点目。国の分析によりますと、日本の福祉については低負担中福祉と分類されるようがあります。参酌標準 これは認定者数の何割程度は施設を用意しなさいという国の基準であります。参酌標準が規制改革によって昨年6月に撤廃されました。現在市内で計画されている70床を計算に入れると、その参酌標準という数字になりますが、39.5パーセントになるといわれています。魚沼圏域全体をみると41パーセントになると伺いました。さらに新潟市は今後700床の特養を2012年から2014年にかけて整備すると年次計画を発表いたしました。市としての今後の方向について伺いたいと思います。

2 横断歩道橋のあり方を問う

それでは大きな二つ目の、横断歩道橋のあり方を問うということであり。現在首都圏を中心として全国で多くの横断歩道が撤去されてきています。また、必要と判断される歩道橋につきましては、高齢化も進展しております。そういった中でバリアフリーという思想のもと、エレベーターの設置の動きもあちこちで出ております。学生などの通学路として指定され、主に利用者が健常者であり必要とする歩道橋については必要であります。強度的な不安さえなければ現状として維持すべきものは維持すべき、それは考えております。

ただ、横断歩道橋というのは主に幹線道路に設置されております。地震災害時、落下を考えると幹線道路のこれは閉鎖になってしまいます。災害活動の大きな支障になるものとも考えられます。利用が少ない施設であれば撤去し、横断歩道と信号を整備することでバリアフリーこれが実現する。併せまして、撤去したところの自治体のホームページなどを見ますと、非常にさっぱりして景観がよくなったと、解放感が確保できたと、そういう意見も聞いております。横断歩道橋は市内に何箇所もありますが、必要でない部分、必要な部分、判断されて今後どうするか方向を出すべきだなど、そのように考えておりますが市長の意見を伺いたいと思います。

以上壇上から質問を終わります。

市長 山田議員の質問にお答え申し上げます。

1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

介護保険事業計画、評価と今後ということでありまして、まずは第4期計画の現在までの評価であります。ご承知のように第4期介護保険事業計画では、高齢者が住みなれた地域で生活できるよう支援し、介護サービス利用者のニーズに応じた量と質の充実を目標に施設整備を進めてきたところであります。計画最終年の23年度 この平成23年度、来年度でありますけれども 中に計画に盛り込んだ施設整備は全て完了する見込みでありますし、介護予防事業についても今計画どおり進んでおります。そのことが適当か否かということはちょっとまた後で議論しますけれども、計画どおりに進めてきておりますので、でき得れば自分で評価するのではなくて、皆さんから評価をしていただきたいということでもあります。

第5期計画に向けての方向性であります。これは議員がおっしゃっていただいたように平成12年度から創設されまして、3年ごとに事業計画を策定するということになっております。今触れましたように平成21年度からの第4期事業計画では、利用者のニーズが非常に多様化する中で、住みなれた地域で生活できるよう地域密着型サービスの提供に重点を置いてきたところでありまして、小規模特養、認知症高齢者グループホーム、デイサービスこれらの施設整備を進めてきました。家庭での介護負担軽減の一助になったというふうには考えております。

第5期事業計画におきましても、要介護認定者の今後の推計、それから特養待機者の現状と、一番はやはり保険料のことでありまして、これらも念頭に入れながら、介護サービス利用者のニーズに応えられるよう計画をきちんと作っていきたいと。ただ、どういうふうに取り組んでも、待機者の方全員が一挙に、例えば入居できるという状況にはなり得ないことは一つご理解をいただきたいと思っております。

包括支援センターの機能と体制状況であります。これもご承知でしょうが、地域包括支援センターは旧町単位に3カ所設置してありまして、相談業務等に当たっているわけでありまして、非常に件数が増加しておりますし、虐待等の難しい事案が年々多くなっております。後ほど件数を申し上げますが、ちょっと驚くべき数字も出ております。

また、介護予防サービス計画作成業務量も非常に多くなっておりますので、専門職員、これは保健師の他に介護支援専門員、社会福祉士これらの増員などを含めて職員体制の強化、あるいは民間事業所への委託、これらについても検討しながら、市民にとって利用しやすい体制づくりについて検討を進めていかなければならないと思っております。平成21年のこの相談件数であります。5,488件、平成22年は、これが全部4月から12月ということになっているのですが、6,854件です。これはそう驚くべきことではありません。しかし、この中に虐待あるいは後見制度についての部分、これは平成21年度は297件であります。平成22年は591件、倍以上であります。本当にこれは由々しき事態ということだと思っておりますけれども、大変な状況になっているということはこの数字をみただけでもご理解がいただけるものかと思っております。

次に産業としての介護、経営の持続性と雇用ということでもあります。介護サービス施設の

整備は、議員がおっしゃっていただいたように直接雇用の増大にもつながりますし、介護関連の物品納入、業者の雇用の場の拡大、ありとあらゆる面　ありとあらゆるとは言いませんけれども、相当多方面にわたっての産業としての効果は出てくるわけであります。

おっしゃっていただいた介護職員の賃金の安さについてであります、22年、今年からですか、介護職員のこの処遇改善にあてるための交付金制度が出ておりまして、これらを利用しながら少しでも介護職員の皆さん方の処遇を改善していこうということは、国の方も含めて進めてきております。それで満足かといわれればまだそういう状況ではないと思えますけれども、そういうことであります。

ここで問題になりますのは、私がいつも申し上げておりますけれども我々の世代です。団塊の世代、これが平成37年、15年後です。前期高齢者を迎えてピークになるわけですね。その10年もたてば、男性はもう平均寿命をゆうに超えます。女性はもう少し平均寿命がありますけれども。ですから、あと25年後になりますと、今の高齢者人口は半減していくのだらうということが、予想、もうこれは数字の上ではっきりしておりますので、これが現実としてあるわけであります。

そうしますとこの施設整備についても、今必要だからどんどん作って、あと15年後20年後には全く利用者がいなくなってしまうという状況が訪れることが大きく懸念されているわけであります。これらのことも考慮しながら施設の整備をすすめていくということをやりますと、経営の持続性ということには全くつながらないわけであります。

そういうことも含めて、ある程度民間事業者であれば、そういうことにはフレキシブルに対応できるという部分がありますので、極力公での介護施設の整備はやらない。民間の皆さん方に補助金を交付しながら整備をすすめていってもらおうという方向を今やっているわけであります。これらがどう数値として出てきたときに、何と申しますか経営が持続できるのかということが大きな問題だと思っております。当面は増えるばかりでありますので問題はございませんけれども、そういう長い目で見たときにやや問題点があるということであります。

4番目の低負担中福祉からの方向性ということであります。それから参酌標準の廃止も含めてのことではあります、ご承知でありましょうけれども、介護サービス施設これを増設すればそれを利用する人が多くなる。多くなれば給付が増えるわけでありますので、介護保険料をどうしても上げていかなければならないわけであります。これは避けて通れない。

財源の負担割合は公費50パーセント、保険料で50パーセントということであります。ですので、保険料も増えますし公費も増える。公費の方は別にいたしましても保険料が増えるということが、被保険者はそのことに本当に対応していけるかということがまた大きな問題であります。特に65歳以上の第1号被保険者、これは年金受給者層でありますので、ここにやはり一番多く負担がかかっていくということであります。

参酌標準につきましてはこれは負担増を抑制するため施設整備に対しての総量規制ということではありましたが、昨年10月に廃止をされました。しかし、この規制がなくなったから無秩序にどんどんそれをつくれるかといえますと、とてもそれは先ほども言いましたが、ま

ずはすぐに出ることは保険料の増につながるわけでありまして、将来的に非常に大きな問題を抱えているということでもあります。私どもの方針としますと、デイサービスの定員増という軽微な事案は除かせていただきますが、3年ごとに策定をする介護保険事業計画に基づく施設整備以外は認めないという方向を、我が市では今は継続していこうと思っております。

2 横断歩道橋のあり方を問う

歩道橋であります。歩道橋では市内でも昭和40年代から横断歩道橋の設置が行われておりまして、現在では国道17号の6カ所であります。浦佐、一村尾、美佐島、大和町、塩沢、石打に設置をされております。それから交通量の増加に伴う横断者の安全確保ということも含めて小中学校の移転開校によりまして、新しい国道横断箇所には横断歩道橋が設けられたわけであります。

さっき触れました中の市民会館のところ、それから北辰小学校の開校によつての美佐島、塩中統合移転によつてのAコープ前というのがその例であります。今、この横断歩道橋につきましては全ての横断歩道橋が通学路に指定をされておりまして、国道横断という危険な横断から児童、生徒の安全を確保するという意味では大きな役割を果たしているということでもあります。

それからこの中で市が一部を管理いたします浦佐横断歩道橋は、議員もご承知でしょうがJR上越線と国道17号を横断することでありまして、昭和42年に設置されております。この横断歩道橋については県道のJR上越線踏切内に歩道がなく、また国道17号の交通量が非常に多いために小中学生の通学時の安全確保のために設置したというふうに伺っております。ちょっと老朽化が進んでいるという感じではあります。

それから国道17号に設置されている横断歩道橋、これもご承知かと思いますが、全て国土交通省管理でありまして、今、地元住民や学校関係の皆さんから撤去要望があるかといいますと特にございません。そういうことがあれば市としても管理者である国交省に撤去等についての相談をしていかなければならないと思っております。しかし、今のこの6カ所については、必要ないということではない、やはり交通安全確保のために必要だという考え方がありますので、撤去等の検討は全くいたしておりません。それからこれから例えば横断歩道橋等の設置の必要性が生じた場合、これはやはりバリアフリーの観点からエレベーター等の設置も当然ですけれども検討していかなければならないという事柄だとは思っております。

なお、国土交通省の長岡国道事務所交通対策課の方のご意見といたしまして、近年維持管理費が削減されており、使用されていないように思われる横断歩道橋については歩行者数を調査し、公安委員会及び地元関係者に相談し撤去したいと考えていると。また横断歩道橋が老朽化により全面改修が必要な状況であれば、撤去の相談を関係者にさせていただきたいというふうに考えているようであります。

しかしながら南魚沼市内の横断歩道橋につきましては、先ほど触れましたように現在も通学路として使用されておりますし、かつ塗装の塗り替え、あるいは軽微な補修等によって維持管理できるということを確認しておりますので、現時点では関係者に撤去等を相談するよ

うな状況ではないというふうに認識をしているというコメントをいただいております。以上であります。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

それでは項目にしたがいまして、再質問をしたいと思っております。社会保障としての介護の対応で、そのニーズの多様化という部分、市長が述べられました地域密着型サービスこれが非常に有効な施設だと私も考えております。2006年の改正から現在のその形態が入ったようですが、その中で市町村単位の特徴、適正サービス、地域の実情に応じた指定基準、介護報酬など地域ごとに決められると、そういったサービス等規定されております。南魚沼市としてこういったポイントを一番この地域密着型においているのかを伺いたいと思っております。

市長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

細かな点についてももしご質問があれば担当部長に答弁させますが、私の考え方といたしますと、特に特養ホームの整備というのが急がれているわけでありまして、小規模多機能型の特養というのはこれは地域密着型サービスの典型であります。市内の市民の皆さんしかここには入居できない。一般的な特養はそうではないわけでありまして、変な話ですけども審査会の審査をとってということであれば、どこからおいでいただいても入居できるということでもあります。まずは市内のそういう待機をしていらっしゃる方も含めてそういうことの軽減といえますか低減にあてるには、この地域密着型サービス、いろいろまだサービスがございますけれども、私はこれが非常に大きな効用だと思っております。なおこの後の詳しいことが必要であれば・・・よろしいですか。そんなところであります。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

今ほどの地域密着型が非常に小規模多機能、地域として有効であるということ伺いました。それでその(3)にも入るのですが、今まで施設としてのものか、在宅かという二者択一に、今回地域密着型というのが第3の選択肢として入ったわけで、非常に自分としても有効な手段だなと考えています。ただ、ここで一つ一番ネックになるのは、小規模であるが故に経済性に非常に乏しい、経営上収益性が低いと。大規模ならではのスケールメリットというのがここで獲得できない。そういった経営的に非常に苦しいという持続性に問題があるのではないかと、そういう懸念を持っているのですが、市長の考えはいかがですか。

市長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

今こういうことで募集をさせていただいている中で、ここに参入をするという方がいらっしゃいます。スケールメリット的な部分がどうかと言われますと、それは大きい方がそういう面がいいわけでありまして、工夫次第では十分そこに入居していく方の数さえあれば経営的にはなっていくものだろうとは思っております。

それからやはり一つは個室ユニットが今主流でありますけれども、入居される方の負担も考えますと、いわゆる共同型でも、ということもありますので、こういうこともこれからは念頭に置きながら施設整備も進めていくべきではないかという思いであります。

まだ特別経営状況についてどうだということを私が伺ってはおりませんが、参入をしてい

こうと、そういう方がいらっしゃるということは民間でありますので、経営的にはある程度成り立つと。ちょっと人任せのようないい方であれですけれども。私がまだバランスシートやそういうことまで検討したということではありませんので、ちょっとわかりませんが、そういうことで参入をしようという方もいらっしゃるのだなという思いではあります。またこれについても詳しいことが必要であれば、福祉保健部長に答弁させますが。では、福祉保健部長がわかる範囲で答弁いたしますのでお願いいたします。

福祉保健部長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

地域密着型の施設でありますけれども、指摘のとおり収益性に低いということはもう従前からずっと言われています。そういったことで、昨年、平成21年の4月ですか、報酬の改定がございました。そういった面でも非常に収益性の低い部分を一部はそういったことでもって補っているというふうに認識をしております。それで今、大規模の特養でも50床、60床ぐらいではなかなか難しいというふうにはいわれています。

それで今現在、施設整備を進めていく中で、大規模の特養と併設をしてグループホーム、あるいはミニ特養をつくっている施設が非常に増えているということです。ミニ特養だけとかグループホームだけとかということだと、収益性が低いということだけで収益にはならないということではありませんけれども、非常に収益性が低いというのは一般的には言われているというふうに認識をしております。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

収益性は低いということではありますが、事業としての参入者がいるということは継続は可能という判断をもっておられるということではよろしいですか。わかりました。ぜひ、この地域密着型というのは非常に有効な手段だと思いますので、それについてはどの事業者にとっても破たんするようなことのないように、しっかり行政指導をしていただきたいと思います。

続きまして、包括支援センターの機能、体制状況につきまして、非常に業務量が多くなって大変だという市長の認識を伺いました。適切に地域の実態を包括支援センターが把握できているかどうかとそういう懸念があるのですが、大体包括支援センターとして把握しなくてはいけない所帯のどの程度が今捕そくできているか。概算で結構ですが伺いたしたいと思います。

市長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

先ほど触れましたように、相談件数、あるいはその中での虐待や後見制度の件数というのは、これが把握している数字でありますので、ではそれ以上のことをどう把握しているかといわれると、ちょっと私の方からは答えようがございません。これ以上にあとまだ2,000件もあるのだなんてことは、普通あり得ないとは思っていますが、あり得ないことがあるかもわかりませんので、福祉保健部長にこの件については答弁させます。

福祉保健部長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

包括の方の相談件数については先ほど市長が申し上げたとおりであります。その他に民生委員さんからの情報だとか、いろいろなところから情報が入ってきますので、そういったこ

とも含めて包括の方で全て支援をしているというふうには私は認識をしております。包括の方でもって全く把握できない事案があるというふうには今のところは余り私の方で思っておりません。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

先日NHKで和光市の福祉状況の放送がありました。そこでほぼ100パーセントの所帯のお年寄りを把握していると。全部このパソコンの中に入っているのですよと。外国からの視察もごさいます。非常にそういったことで捕そく率は100に近いと。そこで一般的に地域包括支援センター、全部受けてくれるイメージがしますよね。ですから、お年寄りの方をほとんどそこでみんなわかってくれているのだらうと、そういう期待が市民にあると思うのです。その辺をもう少し、今ほどあったように非常に業務量として大変なことは理解できません。逆に考えますと、包括支援センターそのものの人員なり、それから専門職をそこに配置すべきではないかと思うのですがいかがですか。

市長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

例えば65歳以上、あるいは後期高齢者になっている75歳以上の全家庭の全案件を把握しているかと言われれば、それはそうではないと思います。やはりプライバシー問題もありまして、踏み込んでいけない部分もあります。ですので、先ほど部長がちょっと触れましたように、例えばこの包括センターの専門員に相談でなくても、民生委員だとかあるいは隣の人とかに相談した部分については、こちらの方に情報として入ってきているわけですので、そういう面では相当数の情報は把握しているということです。とても全家庭の情報を全て把握するということには至りません。

そこで、では専門員がもっと多ければそれができるかということになりますと、そうばかりではないですね、やはり。今の、この後ご質問が出ますけれども、個人情報保護法等の壁がございまして、そういうことも全てなんてことはなかなかできませんが、極力多くのそういう情報は得るように努めていかなければならない。

やはり先ほどもちょっと触れましたように、この専門職が必要なのですね、専門職。この配置が義務付けられているわけでありまして、今実際のところ職員数がちょっと不足しておりますから、23年度から八色園の方から2名の派遣を受けてこれに対応しようと、ですので増やしていこうということでもあります。そういうことで先ほど触れましたように、相談件数もどんどんとうなぎ登りに出てきておりますし、難しい案件がいっぱい増えてきておりますので、増員をしながらこのことに対応していかなければならないと思っているところであります。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

はい了解しました。ぜひ、包括支援センターの充実を図ってってください。

それから(4)番、低負担中福祉云々のところでありますが、3年ごとの計画以上は認めないということを伺いました。これはやはり介護保険料にはね返ってきますし、その後のこともありますのでということで、大ざっぱ、ある程度の歯止めというか枠決めはしていきたい

いなど、そういうことでよろしいですか。はい。

それでは介護関係につきまして、ちょっと今までこの質問を作るにつきまして、総括的な介護に関する質問をしたいと思います。3期以降、地域包括ケアという考え方に基づいて進めてきたわけですが、第5期においては市町村ごと、その実情に応じて優先的に取り組むべき重点事項を選択してと、厚生労働省から案内がきているかと思いますが。その中に地域としてぜひ現状を、DVの虐待や発達障害、若年性認知症、高齢者認知症そういったものをいろいろな過程として持っている全てのものを包括の名のとおり、支援センターでワンストップとして対処すべき、対応すべきだと思うのです。私は介護予防や介護給付を持たない相談業務担当の総合窓口を設けるべきだと思うわけであります。

今ほど言いましたように、介護と介護疲れによる鬱とか経済困窮、身体や精神障害など複合的な要因を家族で持っている家庭に対して、現在は例えば窓口で受けたときは、これは児童相談所へ行ってください、これは保健師さんに受けてください、それぞれみんな窓口で方向付けをして、縦割りに割ってしまっていて終わりにになっている、そういう状況ではないかということが調べていくうちに感じられました。

そういうことで、介護相談はもとより、家庭児童相談所、家庭児童相談や障害者支援相談、弁護士、医療機関そういったあらゆるものが連絡、協調、最終的には障害者就労支援まで結びつけるとか、そういったことで幅広い総合支援窓口になるべきではないかと。本来の包括支援センターになるべきではないかと、これは法的介護保険法でいう法的な包括支援センターとは若干違いますが、福祉という観点からするとぜひそういう窓口がなければならないのではないかなと。そういうふう感じたわけですが、市長の意見を伺いたいと思います。

市長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

今の状況の中で、物事だけをぱっとみますと今議員がおっしゃったような体制が必要かという思いはしますが、ただ、ただそれを例えば集約化して一つにまとめるということになりますと、非常にまた制度も含めて困難はあります。私たちが今心掛けていることは、やはり市民の皆さんからとにかく相談がしやすい、そしてその相談にすぐ答えられる体制をまずどう築くかということであります。

組織を簡単に例えば統合したりしてワンストップにしたとかということをやったとしても、今度は地域によって、今は一応3カ所あるわけですが、例えばそれをここの本庁ならここに集約化したら、ではそうすると今度は他の地域の皆さん方が相談に行きづらいとか、いろいろの部分が出てきます。総合的に考えれば将来的にはそういう方向が望ましいと思いますので、前々から触れておりますように基幹病院開院後は現在の六日町病院のところに、福祉・保健の拠点施設を設置をしてはどうかという案も今出ているわけであります。そういう中で進めていくべきは進めていく。今現在、こうして機能している部分を一拳に例えばワンストップだといって、どこかで一つにまとめたとか、これはちょっとでき得ない。今すぐにはですね、でき得ません。言葉としては簡単ですけれども、とてもとてもそうなるものでもありませんし。

一つの選択肢としてはこの業務を民間委託ということも考えられるわけです。民間ということではありませんけれども、現に今、大和地域の包括支援は八色園の方に委託していますから、ですから必ず市が直営でやらなければならないということでもないわけでありませぬ。・・・(「23年から」の声あり)平成23年からやる、失礼。ということですので、そういうことも含めながらどういう体制をとれば一番いいかというのは、やはり常に模索しながらやっていますが、今議員がおっしゃったようなことが確か方向としては一番いい方向でしょう。ただ、それがすぐできるということにはなり得ないということだけはご理解いただきたいと思います。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

23年からやるということで、はい。法制上からくると確かこれはうまくできないのですが、はっきり言ってしまいますと富士宮市、ここがしっかりとそういう窓口を作りました。それはやはり5年ぐらいかかっているのです。それも法制上ではないよ、市長のトップダウンでやるのだよと。それで現在やっております。

そして職員の立場からして考えたときに、非常に業務的に負担になります。幅広い知識も責任感も必要ですから、職員の方にとっては非常に負担になりますが、逆にやりがいのあることであります。そして現在において相談を受けたけれども割り振って、家族の誰だれさんはどこ、この人は障害があるからこっちとか、全部その個人を軸にしてしかやっていないところに、職員の方の歯がゆさというのを感じられるわけです。

ぜひこれはトータルで、やはり仮定として福祉に関するものは全部ここでやりますよと、そういうものをぜひつくるべきだと思います。市長、最後もう一度。時間的にもすぐとは言いません。そして法的にはどうあっても市長のトップダウンでできると思います。ぜひ、考えを伺いたいと思います。

市 長 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

ですので、先ほど触れましたように、基幹病院開院後の六日町病院を我々が運営させていただくわけです。そこに福祉・保健の拠点を置くべきではないか。そして組織的にもそういう方向が最善とすれば、そういう方向にまとめていくべきではないか。まだ私もそこまでの検討を進めたことがありませんので、今ここでそれが最善だということは申し上げられませぬ。他市の事例ということで先般NHKだったですか、どこかで放送した。それを録画したから見てくれという話もありますので、後ほど見させていただいて、検討させていただきたいと思っております。基幹病院開院後とは27年ごろですから、4～5年ですね。そういう方向の中で検討していければと思っております。

山田 勝君 1 介護保険事業計画 評価と今後を問う

ぜひ、これは前向きに検討させていただきたいと思います。二つ目の横断歩道の件は今ほど伺いましたので終わらせていただきたいと思います。終わります。

議 長 質問順位6番、議席番号24番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 発言を許されましたので一般質問を行います。今回は3点についてお願い

してございますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

1 国民健康保険税の引き下げを

最初に国民健康保険税の引き下げということにつきましてご質問いたします。平成23年度以降の国民健康保険について、半年間にわたり国保運営協議会で審議されてきました。大変ご苦労さまでございました。今年度、平成22年度ですが、基金2億5,000万円これを取り崩し、そして繰越金3,000万円を繰り入れても6.8パーセント増の賦課が生じたわけでありまして。課税所得、要するに皆さんの所得ですよ、それが12.8パーセント前年度に対して下がっている中での値上げであったわけでありまして。

ここで平成23年度、来年度の試算がされたわけでありまして、基金が底を尽きまして、また医療費の伸びも見込まれるという中、また予定収納率、皆さんがなかなか払いきれていないという状況を見込みますと、3億5,300万円、率にして31.1パーセントの値上げを皆さん方をお願いしなければならないということで審議が始まったところでございます。そうした中で一般会計繰入をいかに取り計らうかということが審議の中心であったのではないかとこのように思っております。

景気の回復が遅々として進まない中、雇用の不安や将来的に賃金アップが望めない低成長の時代にあつて、市民は収入に見合った負担で生活することが難しい環境になっているのではないかとこのように考えております。特にこの国民健康保険税については非常に負担感が多く、悲鳴を上げている状態ではないかと思っております。今回新年度予算に当たりまして、市長が法定外繰入、要するに法律に基づかない、要するに市単独の繰入金を一般会計からしようということで、1億円をすることに踏み切ったわけでありまして、これは今までになかったことでありまして、評価に値するところでございます。

しかし、それでも5パーセント相当の値上げを皆さん方をお願いしなければならないと。市民の現状は負担増を求めても応えられない事態に陥っています。値下げを目指した審議でなければならなかったのではないのでしょうか。私は所見を伺うところでございます。

また、長期滞納者には 要するに1年以上滞納しますと、いろいろな制裁があります。その中で3カ月の短期保険証、あるいは資格証明書を交付して納税相談を実施しているということですが、今年の2月1日現在、この2月1日現在で短期証、要するに3カ月の効力のある保険証を渡された方371世帯でございます。また、いったん窓口で全額負担をしなければならない資格証、これが183世帯に発給されておまして、この制裁されている世帯数は合せて554世帯でありまして、全世帯、要するに加入世帯の6.1パーセントにも上っているところであります。

また、この状態は、前年度よりも34世帯増えているということもお聞きしているところでございます。私はこのペナルティに至るまでの予備軍と申しますが、今現在1年は経過しませんけれども、滞納しているといった実態を示してほしいというふうに今お願いしているところでございます。また、この施策の効果ですね、ペナルティの効果はどういうふうにとらえているのかお聞きしたいと思います。

保険税が高くて払いきれず、滞納した人の預貯金、また生命保険などを差し押さえるという動きが、今全国的に行われているそうでありますが、この南魚沼市では滞納者の財産調査や差し押さえが実施されているか。また、されているとするならばその実態を伺うものであります。

2 大和老人福祉センター「湯咲荘」の施設整備を

次に第2点目として、旧大和の大崎地区にある大和老人福祉センター「湯咲荘」の施設整備ということについてお伺いいたします。2月19、20日に新潟県地域政策課、南魚沼市、南魚沼市社会福祉協議会主催による第3回「スコープ」除雪ボランティア活動in南魚沼市大崎地区、非常に長い名前ですが、これが開催されまして、地元大崎地区ではこういうことは初めての経験でありましたけれども、コミュニティ協議会会長を中心として実行委員会を立ち上げ、受け入れに協力したところでございます。

遠くは神戸から、また関東一円ボランティア25名、そして主催者・スタッフが8名、また地元のサポーター55名の大きな事業となりましたが、私は旅費や宿泊費、そして交流会費、初日の夜に交流会をしたわけではありますが、それらの費用も全て負担をして参加するこのボランティアの姿には敬服したところであります。

また、午後と翌日の午前中ですが、25軒の除雪をしていただき本当に感謝されたところでございます。初日の夜の交流会、本当に盛り上がりました。そして翌日のお昼にもちをついたりということで食事を一緒にしまして解散となったわけであります。このことについて3月1日の新潟日報の「窓」欄にその一人が投稿をされておりましたが、「雪の苦勞を知り、地域の皆さんの心温まるもてなしに感謝する」という文面でございました。

その中で、私は一連の行事の中で一つ気にかかることがございました。一緒に行動した中でございますけれども、初日の作業終了後、社協の計いで老人福祉センター「湯咲荘」の施設で入浴をしていただいたわけではありますが、一緒に入浴をしてみて、洗い場のシャワーは水のように冷たく、浴槽の温度もなかなか暖まりません。中でいろいろ私はお話をしていましたけれども、まあ温泉に入れるだけ、入れるとは思っていなかったと、入れただけでもありがたい、というように言ってもらったとはいえ、たまたまその日は休日だったわけですが、午後からスイッチを入れて準備をしていただいたわけではありますが、私は4時半、予定どおり行ったその入浴の具合をみて、これではなあということで原因を調べて、この対応は必要だというふうに感じたところであります。

担当のところに行って聞くところによりますと、あの施設は開設以来33年の経過がありまして、ボイラーも同じ年齢でございました。予算要求もされていたそうでありますけれども、何の都合やら却下されたということでございます。一考を。所見を伺っておきたいと思っております。

3 野球場建設は修繕で

次ですが野球場建設ということですが、私の題目は野球場建設は修繕でということで市長に伺ってみたいと思っております。先月の2月16日の議員全員協議会が行われました際に、傍聴者

126人の方々が来られました。ここには41人しか入れないそうではありますが、ロビーいっぱいの人であったわけあります。野球場建設に関心のある人たちが殺到したものだと思います。

発表された市の整備方針案の内容を見ますと、野球場は両翼100メートル、センター方向122メートルの規模でありまして、外野は人工芝、内野はクレー舗装、スタンド椅子席1,000席、芝生席が2,000席程度と。またバックスクリーン一体型スコアボード、ナイター照明などしめて13億9,700万円の豪華版であります。

答申案どおりつくるとしたならば20億4,800万円の超豪華版だということだそうではありますが、3案を示す中のもう一つ、既設改修案は、私はとても改修案とも思われな立派な野球場建設だというふうにとらえたところでございます。私は市民が使う施設なら現状の修繕程度で収めるのが妥当だと考えるが、市長の所見を伺います。

先般の予算説明の中でもございましたが、若干の財政の好転はあるといいながらも、新潟県内実質公債費比率ワーストワンというこの市にとっては、お荷物になるのではないのでしょうか。市民感覚からしてもかけ離れているということ、私は感じているところであります。私は何らかの手法で市長は民意を汲み取る必要があると考えるが所見を伺っておきます。以上です。壇上の質問を終わります。

議長 休憩とします。休憩後の開会は3時ちょうどといたします。

(午後2時43分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時00分)

市長 岡村議員にご答弁を申し上げます。

1 国民健康保険税の引き下げを

国保の税の引き下げをということでありまして、まずこの国保運営協議会の審議についてでありますけれども、ご承知のように平成23年度以降の国保の財源確保、財源運営、財政運営、これらについて協議会で審議をいただきました。このことにつきましては当然ですが、例えば一般会計からの法定外繰入につきまして、国保事業に必要な財源は国保会計で賄うと、これは基本です。それを踏まえた上で、医療費の伸び、あるいは基金の枯渇、予定収納率の低下、これを見込むと大幅な被保険者の負担増が想定されるということで、この負担軽減を図るためには法定外繰入もやむなしと、ここが前提でありました。皆さん方のご意見はですね。

しかし、国保の加入率は、これはいつも申し上げておりますが、市民全体の30パーセント程度であります。ですので、他の7割の方々、国保加入者以外の方々にもきちんとした理解を得る必要がある。足りないから全て一般会計から繰り入れるという議論については、それは拙速だということであります。

ではどういうふうに理解を得るかということでもありますけれども、まずはやはり国保税の収納率を向上させると、ここが基本であります。次にはやはりジェネリック医薬品の推奨、

推進、それから健診受診率を向上させていただきたい。医者にかからないように、そういうふうに、かからないというのは無理して病気なのにかかるなということではなくて、病気にならないように事前に健康診断を受けて、きちんとやっていくということでもあります。それからレセプト点検の適正化、あるいはここが一番全国の自治体の問題でありますけれども、国保制度はもう歪みが生じているわけでもあります。今の制度でこの国民健康保険制度が成り立っていくとは思えませんので、これはやはりきちんとした社会保障関係の一元化に向けての制度を国の方から作っていただかなければならないということでもあります。

こういうことでありまして、国県についても当面は国費、県費の負担率を上げてもらうとか、究極的には一元化ということを目指して働きかけていくということでもあります。一部、一部といったってたった一人でありましたけれども、保険税率について据置きというご意見もございました。しかし、法定外繰入れに全てを委ねることはできないというご意見の中で、5パーセント前後はアップはやむを得ないであろうということでもあります。

そこで、ではそれらを踏まえて一般会計から繰り入れる金額はどの程度にならざるを得ないかということでもあります。ただ一つ、その5パーセントアップということでもありますけれども、応益応能割、今50対50でありますけれども、応能を例えば60、応益を40というふうに設定をさせていただければ、これはもうこの呪縛は解けたので、負担能力のある方からある程度負担していただく。ですので、低所得者層の皆さん方には今の状況でいけば、保険税のアップにはつながらないというふうに考えております。

そういうことで審議会にお願いしたのは、下げるべきだという願いをしたわけではなくて、国保制度全般を考える中で、今後どういう方向性を目指していけばいいかということを経験申し上げて、先ほど触れましたように5パーセントアップ低度でおさめて、他に足りない部分は一般会計からの繰入れで賄うべきではないかというご意見をいただいたところであります。

2番目の長期滞納者の予備軍あるいは滞納者の実態、それから施策の効果であります。22年度当初の滞納者は1,614人です。この中で400万円以上500万円未満という方がお一人、300万円以上400万円未満という方が4名、200万円以上300万円未満が13名、100万円以上200万円未満が87名、1円以上100万円未満が1,509名、額にいたしまして4億7,457万円、約4億7,500万円これが滞納になっているわけでもあります。

資格証、短期証の更新時に納税相談に来られた方は、このうちの164人です。その他随時でありますけれども相談もありますし、担当も積極的に連絡しながら対応しているところでもあります。そしてそういうことを繰り返す中で、積み重ねる中で、資格証・短期証から一般に回復した方が44名、資格証から短期証になった方、これが55名おります。これだけ皆さん方がご相談をしながら処遇改善にはなったということでもあります。

それで、資格証・短期証を出さないとする、ということが全く相談等もできなくなりますので、結局効果としてはそのまま滞納がずるずると続いていくと。滞納をしている方は

全く自覚がなくなりますから、督促の通知がいくだけで、例えば短期証になりますよ、あるいはなつたと。このままいくと資格証ということになりますよと。窓口負担を一気に1回全部払っていただかないとなりませんよということが、実感としてわからないわけですから、なかなか相談にも来られなし、我々の方から相談を持ちかけても、相談にも応じていただけないということが生まれるわけでありますので、効果はございます。

そして、これはいつも申し上げておりますが、むいても剥いでもとっていくということではなくて、その方の実情に応じた納税相談をやって、そうして実施してきておりますので、効果はきちんとあるということであります。

それから財産調査、あるいは差押え、これは議員ご承知かと思いますが、南魚沼市の場合には納税方式が一括でありますから、国保に限定をしたということではございませんので、この後の答弁については国保ではなくて市税全体ということでお聞きとりいただきたいと思えます。

預金調査、預貯金調査が市税全体で平成21年度の実績3,607件であります。そのうち市内在住者が6月、10月、12月の年3回行いまして2,822件であります。それから調査金融機関は市内にあります銀行等11機関になっております。市外在住者が785件。これは調査機関は全国の金融機関、郵貯事務センター他で244機関、その他実態調査を390件行っております。差押えの件数は市税全体で平成21年度実績で195件でありまして、その中で1,958万円の配当を受けているところであります。

不動産で件数は20件であります。これは換金あるいは配当ゼロであります。預貯金で92件880万円、給与1件17万円、国県の税の還付金これが36件で109万6,000円、それから交付要求、これは管財人等に申し出てそこからの配当を受けるわけでありまして、これも45件で950万円。出資金は1件差し押さえましたが、配当金はゼロでありまして、先ほど触れましたように195件1,958万円の換価・配当金を受けているところであります。これが実態と実績でございます。

国保税の引き下げにつきましては、これは下げられれば一番いいわけでありまして、給付率といいますか、国県の補助ということをよく、公費ですか、これをおっしゃるわけでありまして、この公費の負担率は昭和36年度に国民皆保険が達成となった当時、この当時は25パーセントであったそうです。療養給付費20パーセントと調整交付金5パーセント。その後昭和41年に45パーセント、そして昭和59年に50パーセントであります。この率は療養給付費40パーセントプラス調整交付金10パーセント、これは変わることなく今日に及んでおります。平成17年、平成18年に県の調整交付金が導入されました。そういうことでもあります。

ですので、この59年度以降公費負担率は50パーセントということは変わっておりません。それから後期高齢者交付金、これは税率に影響してくるわけでありまして、平成20年度に後期高齢者医療制度の創設がありまして、前期高齢者交付金が交付されております。今まで私どもの市では前期高齢者交付金は非常に少なかったわけでありまして。隣市と比べても

3億円、5億円少ないという実態が見えてきてありました。この前期高齢者交付金の多寡が税率に多く影響してきたところではありますが、我が市が平成20年度が14億円、21年度が16億円、それで今度は23年度になりますとこれが約3億ちょっと増えたわけでありませう。20年度が9億4,000万円で21年度が8億円、22年度が8億円、23年度が約1億3,000万円ですね。これで約3億円増えました。

ということで、23年度が前年比3億9,000万円増額となりましたので、この部分で相当賄えたということで、一般会計からの法定外繰入れが約1億円で済むという要因にもなったわけでありませう。もし、これが前年どおりといたしますと、法定外繰入れは4億円前後に膨らむということでありませう。

そういうことでありませうして、これは医療費がやはりどんどん延びていっておりますので、非常に問題はあります。問題はありますが、先ほど触れましたように、これを根本的に解決するためには、医療保険の一元化ということをきちんとやっていかないと、いつまでたってもなかなか問題は解決しないという思いではあります。

それから国保の方での減免であります、今7割、5割、2割これを全て対応しております、これを9割にまたということはちょっと考えてはおりませう。それから災害時は当然ですけれども申請減免となります。そういうことでありませうので、極力減免あるいは軽減の処置は、私どもの方でもそれを受けられないようにするのではなくて、受けられるような相談体制をとっております。先ほどこの応能・応益割については触れましたので、極力低所得者の方に影響が及ばないことを考えていかなければならないと思っております。

それから短期保険証を発給するなということでありませうが、先ほど触れましたようにこれは納税者の皆さん方にとっても一つの転換期といえますが、そこでこういう状態になってしまうのだ、しまったのだと。では何とかしなければならぬという意識も芽生えていただけますし、私どもの方もそういうことを契機にまた相談体制を強化していけます。これはやはり制度としてあるわけですし、これは続けていかないと、他のきちんと保険税を納めていただいている方に対しての不公平も出ます。単に滞納したからその方に罰則的な意味でやるということではございませうので、それはひとつご理解をいただきたいと思っております。足らざるを憂えず、等しからざるを憂うということでありませう。

2 大和老人福祉センター「湯咲荘」の施設整備を

福祉センター「湯咲荘」の件であります。これはちょっと前段から申し上げますと、議員はご承知でありませうが、昭和52年に大和町の社会福祉協議会が新潟県等の補助を受けて建設した。そして昭和53年からあそこにお湯が出ましたので引湯して入浴施設を運営していると、そして平成17年に社会福祉協議会合併時に、南魚沼市に財産移管をされまして、社会福祉協議会が指定管理者として今管理をしていると。

ボイラーは確かに30年、この間、給湯タンクの更新、あるいは浴槽の整備、適正な維持管理に努めてまいりましたし、今でもこれは現役で活躍していただいているところでありませう。このボイラーにつきましては、これもご承知かと思っておりますが、貯水槽からの水を加熱機

で加熱して浴室に送る方式であります。温泉が出ているというわけではありません。大勢の方がシャワーを同時使用しますと、能力的に十分でないということはもうこれはわかっていることでありまして事実であります。ご指摘の2月19日、28名の方がボランティアなどで利用したと聞いております。そのとき、何人の方が同時に利用されたということはちょっとわかっておりませんが、一度に多くの方が入って使用したということで、加熱能力が追いつかずに十分な温度にならなかったということだと推測しております。ふだんの利用者からはそういった苦情は全くございません。ボイラーが旧型ゆえに温度が下がったとか、冷たくなったということではないというふうに考えております。この点については指定管理者の社会福祉協議会にも確認をしているところであります。

この施設は平成20年1月に当時の大和の選出議員5名の方と、市4名、それから社協の方2名によりまして、利用率が低迷している大和老人福祉センターの運営について協議が行われております。廃止、売却、存続これらの意見を集約した結果、送迎バスなどの増便で、集客を図る努力を行い、その結果を踏まえた上で再検討をするという経緯になっております。24年度、あるいは25年度に施設の存続について決定しなければならないことになっております。

それで大和老人福祉センターのみのこの指定管理者期間委託を平成26年3月31日まで5年とした経過がこのときにございます。ですので、先ほど触れましたように24年、あるいは25年にはこの湯咲荘の存続について、続けていく場合はではどうするか、あるいは廃止をした方がいいのかということについて協議をさせていただくということになります。

ですので、このボイラー、800万円相当するそうでありますので、これについては今すぐに入れ替えるということではなくて、もし、故障があればそれは修繕で対応していきたいと。そして点検費用が40万円ほどかかりますけれども、指定管理委託料の中に計上させていただいておりますので、これらもご理解をいただきたいと思っております。

施設利用者は昭和61年がピークで1万1,700人ほどありました。平成18年には4,000人台に下がったわけではありますが、平成19年からはバスの増便や、そういうことによりまして、19年が5,000人、20年が6,700人、21年は6,400人と徐々に増えてきているという状況もありますので、施設を、今こういう状況をみまして廃止という方向には至らないかと思っておりますけれども、もう一度協議をさせていただくということになっております。

3 野球場建設は修繕で

最後に野球場ということであります。まず一つ申し上げさせていただきたいことは、先般の全員協議会の際にも数字を一応出しました。野球場で13億円、14億円弱、他の施設も含めるとやはり20億円。前にもそうでありましたが、今も議員の方から13億数千万円もする豪華など、いわゆる13億数千万円という言葉は枕に使うと、いろいろご議論がなされます。先般も、前も私がもしつくとすれば佐藤ヶ池球場等の例をみますと大体10億円前後ではないだろうかと推察されますと。そうするともう10億円に決めつけて、10億円の

野球場はいらないとか、そういう議論にもっていかれるものですから、本来余り数値は出したくはありません。

ただ、ではどの程度かかるのだろうかということは出さなければ議会の皆さん方も判断できませんから、この間出したわけであります。そしてその際にもこれは全くコンサルの方の積み上げ方式で、これを実施設計等に移してきちんとやった場合は、当然ですけれどもこれより減額になると思います、ということは申し上げているところであります。

ですので、13億円だとか15億円だとか、いわゆる数値を持ち出しての議論は私は今はすべきではないと。確定した時点でどうぞまた、何億円になるかわかりませんが、やっていた方がいいかと、まずそれを前段で申し上げましてご答弁申し上げます。

いろいろの皆さん方の声も聞いておりますし、議員各位からもいろいろご意見を頂戴しております。それらを踏まえて私なりに非常に熟慮に熟慮を重ねた結果、先般の全員協議会で方針の説明をさせていただいたところであります。まず一つは、財政的な面に触れますと、実質公債費比率県下ワーストワン、これは間違いなくその通りであります、この主因が全く別のところにあるということは皆さん方、ご理解いただけたと思います。

そして、この野球場や大原運動公園整備をすることによって、そのことがまず悪化するか、例えばそのことをやらなければならないために、他の事業を圧縮するとか、あるいは市民の皆さんに負担増をお願いしたり、あるいは今行っておりますそれぞれの市民サービスを削減するとかは、一切ございません。今の数値の中でやっても実質公債費比率は前々から申し上げていますとおり、平成27年には18パーセント以下にもっていけると、もち込みますと、これは申し上げております。事実はそれは実質公債費比率は私たちは県下ワーストワンでありますけれども、これは余り声を大にして言うべきことでもありません。財政的に、それはそれがあるからそれはそれですけれども、そのことによって他の事業を削減しなければならないとか、収縮しなければならないなんてことは一切ありませんから、数値は数値としてもこのことによって余り消極的になったり、卑屈になったりする必要はないという考え方であります。

なぜ、大原運動公園野球場整備をやるか。これはもう何回も申し上げているとおりであります。まずは子どもたち、若い皆さん方に将来的な夢を与えたいということであります。いろいろの議論の中では、今の施設だけで夢なんて幾らでも語れるではないか、あるいは指導者を強化すればそんなことは大丈夫だと。そうではないわけでありまして、将来に我々の地域にもこういうものがある、そしてこういうことができる。そこでプレーができる、あるいは一流の皆さん方のプレーをそこで見ることができる。これがまさに夢であります。子どもたちの希望につながっていくものであります。

ですので、このことによって先ほど触れましたように、どこにご迷惑をかけるということは私はないと思っております。反対されている方々も例えばそのことによって利害関係が生じるか、一切ありません。それから地元の中之島地域の区長さん方は全てが連名でこのことは推進してもらいたいと。そして最後に触れますけれども、合併時の約束は、やはり約束と

して守っていくということが私の立場でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

民意をくみ取るということであります。私は民意は選挙の際に示されるべきものだ。一応平成20年に選挙戦になりまして、再選をさせていただきました。思わぬ苦戦といたしますが、いろいろございましたけれども、一応私はこの大原運動公園整備ということもきちんと公約に掲げて当選をさせていただいたわけであります。まずはそのことが一つの民意であります。そして反対の署名もございました。それは一つ一つの市全体の合併をしななければならないとか、あるいはしない方がいいとか、あるいは学校統合がこれから出てきますけれども、例えば中学校の統合とかそういう部分になれば、これはまた市民の皆さんに改めて説明をしたり、賛否を問うたりということはあるかと思えます。

しかし、個々の一つ一つの事業について、一応公約に掲げていったものを大幅な支障が出るわけでもなければ 例えばどこかに大型の橋を架けるということを公約として出してやっていった。では、それをいちいち市民の皆さん方全員にまた実施の際にいいか悪いか。これはその地域の皆さん方は当然いいと言いますけれども、そこに関係のない皆さん方は何でそんなところに大きな橋をつくると。こうなるわけですから民意というものは時としている揺れ動きます。

ですので、私は民主主義は大切であります。民意至上主義ということについては、これは絶対そうするべきではない。議会制民主主義をいうことがあります。全ての市民の皆さん方の声を一つ一つ聞き取ることが不可能でありますので、ここにいらっしゃる26名の代表の皆さん方からご判断をいただく。これが議会制民主主義でありますから、そのことを覆してまでも、阿久根市や名古屋市のようなああいう劇場型の政治はやるつもりはございません。

そういうことでもありますので、最後に申し上げておきますけれども、このことによって市民の皆様方に、現在そして、50年、100年先は私はわかりませんが、10年、15年先にご迷惑をかけるようなことは一切ないということだけを申し上げまして、答弁にさせていただきます。

岡村雅夫君 問題が三つもありますので、頭の中が混乱しますがひとつよろしく申し上げます。

1 国民健康保険税の引き下げを

国保税についてですが、応能・応益の見直しとかということでもありますけれども、私は今回の資料を見まして一番的確に実態をとらえているなと思ったのが、説明欄にあった国保加入者の税負担は他の健康保険加入者よりも大きいのだと、要するに国保の加入者は大変なんだということはお見通しであります。そして国保加入者の構造的な問題があると。年金生活者、非正規雇用者、失業者等の低所得者の加入割合が高い国保において、さらに大きな負担を強いることは難しいと、こう書いてあるのです。そして厚労省の調査によるとということで、法定外繰入れの問題を非常に心配しておられるようでありますけれども、全国の70パーセントの市町村で実施されていると。そして大体全国平均では一人当たり1万円です、1

万134円。これをかんがみたときには、私はその1万円をでは被保険者でかけてみたならば、1億円以上ではなくもっともっとその倍近くになるということだと私は思っています。

そして新潟県では南魚沼市、新潟県内では非常に国保税が高いと。22年度の調定額、要するに今年度ですね、一人当たり11万1,459円。県下で2位でありまして、一人当たり2万円高いのです。そして1世帯当たりでいきますと20万3,486円でこれは県内1位なのです、世帯でいくと県内1位。約5万円高いのですね。厳密に言うと4万8,823円、1世帯であります。

これらを踏まえた中で、それを前提のお話でその資料にあるわけですよ。そうした中で公平性の面からとかいろいろ言われますけれども、5パーセントアップをなぜ考えなければならなかったかと私は不思議でならない。確かに後段からいいますと、前期高齢者交付金の問題がなければ4億円も出さなければならなかったと、こういう話でありますけれども、それは来なくなればそうしなければならないということは、これは周知の今も答弁であります。

そうすると今の審議会の前段の話の中で、31.1パーセント上げなければならない、それには3億5,000万円いるのだとこういう前提があったわけです。それが3億円ちょっときたから1億円でよくなったということで、今回これからずっとの方針を立てたということは、私は違うと思うのです。それで来年度はあと3,000万円ちょっとあれば、3,000万円ちょっとあれば上げなくて済んだというにもかかわらず、1億円にとどめたという。本当は3億5,000万円を想定していながら、1億円にしたというあたりが、私はこの前段の今私が読み上げた今の実情からしてみると、いかがなものかというふうに思うわけありますので、その辺をひとつ答弁をお願いしたいと思います。

それで滞納者の問題でいろいろペナルティを果たしているわけですが、ペナルティを果たしているから相談に乗ることができるというような話をしたわけあります。私はそうでなくて滞納したかしないかというのは税務課でわかることでありまして、これは滞納した時点で相談に向けばいいわけあります。保険証を発給しないで、あるいは電話で呼びつけてというような形でなく、私はその形で十分指導はできる、相談はできるということだと思しますので、私はその見解はいかがなものかというふうに思います。

それで滞納世帯数、あるいはそういう予備軍という言い方を私はしてしまったのですけれども、非常に多くの方々が滞納している実態、これはやはり前段で述べたように資料どおりの状況が出ているということだと思えます。そうした中で税目にもよると言いますが、市内2,822件の預金調査、預貯金調査をしているという、こういった事態までも非常に税務署並みといいますか、大変な事態が起きているなというふうに思います。本当に払える能力があって払わない人はともかくとしても、そういった中でどの程度の改善ができるのかということになれば、このペナルティだけで私は解決できる問題、この大量の数を解決できるという問題ではないと思しますので、ひとつ一考を要するのではないかというふうに思います。

それで減免制度とか市長は言いますが、これは減免の7割、5割、2割というのは当然交付金化されて交付されてくるわけありますので、これは積極的にしていくべきだと

思うのですが、私は応能応益の問題でいろいろ書類を見ていたところに、今やっている徴収方法ですね、所得計算、これをかなりダメージが大きいと思ったのです。人頭税方式であります。これは要するに均等割、平等割等の中で人頭割りというものが入ってくるのですが、その中で所得の部分で扶養控除とかそういう控除がないのです。

ですから、旧ただし書き方式というものがあまして、これでいきますと所得がぐんと落ちるのです。対象課税額というのは落ちるのです。そういったものを毎年所得が変わるから、計算が面倒だから人頭税方式にしているのだという説明も受けたところでもありますけれども、この辺もやはり今後考えていく必要があるのではないかというふうに考えますが所見を伺っておきます。

2 大和老人福祉センター「湯咲荘」の施設整備を

次の老人福祉センターについてであります。今廃止の問題も検討した経過があるということに私は驚いたのですけれども、私が浪人中だったというふうに思いました。この施設は大和地域の老人福祉センターでありまして、確かにさっき社協が県の補助を受けて発したものでありますけれども、非常に今、手を懸けていただいてリニューアルしておりまして、非常にいい施設になっております。そうして浴槽も本当に整備されているのですが、ただ一つ今ネックになっている予算要求というのがボイラーだと。確かに800万円からの予算計上をされています。

私は調査してみましたがサイクリングターミナル、これは指定管理制度に移る段階で平成20年ですね、大体同規模だと思うのですけれども、608万円です。過機と暖房機を換えておられるようでありまして、私はこの812万円というのは浴槽だけでなく、暖房の方も入っている値段でありますので、その辺をひとつ考慮していただきまして、ぜひこのボイラーの33年、年間40万円の修理費ということから鑑みて私は一考を要するのではないかというふうに考えます。

3 野球場建設は修繕で

次、野球場の問題についてであります。先ほど私は126人という言い方をしたのですが、さっき聞いたところによりますと、非常に大勢いるということでだめだということで帰った人がかなりいまして、総数にすると200人ぐらい来たのではないかというような話も今指摘されました。私はその現場をみていませんでしたので。

それで、積み上げ方式でこうした予算がというその実額については私は右に置いて話したいと思います。財政問題について一切圧縮させるようなことはない、心配ないと、迷惑かけないというような話なのですが、公約については非常に市長も責任を持ってやるというような話なのですけれども。私はこういう問題で、実質公債費比率が18パーセントに27年にはなるということではありますが、今日の質疑でもありましたけれども、5年間財政健全化計画をやってほぼ達成したと。オーバーで達成したというような話を聞いた中で、かなり財政状況もよくなっているかと思えば、若干改善はしているけれども、ワーストワンは変わらないわけがあります。

ということは、よその自治体もかなりそういう点で努力をして、財政の柔軟性を持たせるために頑張っているということだと私は思います。そういった面からして私はそれなりのただいまの国保の問題であろうが、このボイラーの問題であろうが、そういった面にじわじわと響くのではないかなと。その達成するがためにそういったことが起きやすいかというふうに心配しているものであります。

選挙公約という話がでましたので、市長は多分六日町町長になるときに水道料を引き下げるといった話がありました。これは実質公債費比率のワーストワンの原因が水道会計であるという話もありますけれども、県下一の水道料金、そして全国でも屈指の水道料金というものは改善の余地なしということでおりますけれども、私はそういうものもじわじわと・・・、要するに我々は負担していざるを得ないというようなことでありますので、そういう点からしてみてもこういう問題が迷惑をかけないということと整合性を持つのかひとつお聞きしておきます。

野球場について私は今回3月1日の日報世論調査の結果が発表された中で、地方議会が市長チェック機能を果たしていないと答えたのが、47パーセントもというように報じられた件について、私はこの記事を読んだ中で一連のこの野球場建設問題と重なってしまいましたのです。これは勝手といわれればそれまでですが、市民の感覚とのかい離でありますね。

これはなぜこういった問題が起きているかといいますと、要するに市議会に市民感覚が伝わっていないのではないかというふうに私は考えてしまいます。なぜならば、市長がいつも言うのは、私は提案することができるだけであって、決めるのは議会なのだからという話でよく説明をしたのを耳にしておりますが、これは逆にいいますと、議会は提案すれば決定してくれると踏んでいるように私は聞こえてならないのです。

これは前段の世論調査の結果のお話というふうに私はとってしまったわけではありますが、そういう点でこれから概算予算を示したわけでもありますけれども、6月議会にはもう実施設計費も上程したいと。そして平成27年には完了したいというようなことまで示されているわけではありますが、今後市長は、今全員協議会を1回やられたわけではありますが、今後どういった予定でいらっしゃるでしょうか、ひとつお聞きします。ただ上程するだけではないと私は思っておりますが、ひとつお聞きしておきます。

それから一つ、私の周りというか私の耳に聞こえている部分では、野球場はつくらせてもいいのではないかというような話をする人はいません。担当課長一人からいいのではないですかというような話も聞いたことがありますけれども、もうつくらなくなったのではないかと、絶対につくらせてはならないと。こういう人が非常にほとんどでありまして、かなりの方　これは予想外の方からも絶対つくらせるなど。頑張れというような話は聞いているところであります。

そうした中で市長は今ほども民意が何とか、至上主義ではないというような話をしておりますけれども、これだけの環境の中で市長には多分いろいろな方向からの意見は出ていると思うのです。それは励ましもあるとは思いますが、励ましばかりでつき進めという

話だけではないと思うのです。そうした中で、市長がどういう決断をするに当たって、上程するに当たって、私はまだまだ遅くはないと思うのです。まだ調査設計費だということでやっているわけでありますので、実施設計にからむ問題までに私はやるがあると。そして繰り返しますけれども、民意を何らかの形でとるべきだと。

塩沢の人がいいと言ったって、六日町、大和の人はどういうかわからないという話をしますけれども、ではそこまで言うのであったら塩沢だけでとってみればいいと。こういうぐらいの私は気概でいますがひとつ。何らかの方法があります。抽出方法とかいろいろあります。そういう点でひとつぜひ、禍根の残らないような方法で私は市長はやるべきである。それで私はあえて言いますが修繕にとどめて、そして財政が豊かになったとき、そして豊かになったとするならば、その時点でまた計画をしなければならなければすばい。そのときにまたそれなりの制度があるわけでありますので、ひとつそういう点で所見を伺っておきます。

市長 再質問にお答えを申し上げます。ちょっと項目が多いので、もれがあったらまた後ほどご指摘いただきたいと思います。

1 国民健康保険税の引き下げを

国保税の件であります。全国では7割以上の自治体で法定外繰入れはしております。ですので、別に私は法定外繰入れをしないとかという意味では申し上げておりません。法定外繰入れが必要になったから23年度から踏み切ろうということでもあります。やはりこの制度の問題です。これはさっき議員がおっしゃったように、一番所得が少なく、そして一番病気にかかりやすい皆さんが、集中的に入っているところでもありますから、これは制度としての歪みは間違いなく出ているわけです。

他の保険者からの交付支援金といいますが、それも入っていますけれども、それはやはりその程度では追いつかない。各職業、そして各年齢層の皆さん方が高齢者を支えていくという図式をとらなければ、これはいつまでたっても、私たちの市ばかりではなくて問題は残っていくということですので、後期高齢者医療制度の見直しが26年に今度はちょっとずれ込みますか、25年ということをおっしゃったのですけれども、26年ぐらいになりますか、このときに合わせて当然一元化という部分を盛り込んでいただくと。これは全国の市長会でも強い要求としてあげております。そこに期待をかけるところであります。

それから5パーセントアップ、なぜ5パーセントアップかと。これは議員がおっしゃったように、例えば一切税率を上げないで23年度の国保の運営をしていくということになりますと、法定外繰入れが3億数千万円必要ですと、これは申し上げました。けれども、3億数千万円を出すことを前提として言っているわけではなくて、そういうことになりますと、そういうことも踏まえて審議委員の皆さん方からご議論をいただきたいということですので、別に3億5,000万円を出すその前提でやってくれということではありませんから、当然ですけれどもそういう形で5パーセントアップはやむを得ないと。しかも低所得者層に配慮をしたことできちんとやってくださいということでした。

この前期高齢者の方の交付金もその後そういう形で出てきたわけですから、もしこれが

なければ当然3億数千万円という部分は持ち出しということになっているわけです。別にそれを、ではそうだからその分はそっくり出せばいいのではないか、それでただにすればいいではないかという話は出た・・・(「ただではなくて上げないだけで」の声あり)ただでなくて上げなければいいではないか。これはちょっと筋違いです。と申しますのは、3割という数字は数字としましても、やはり一般的にみますと4億7,000万円も滞納があるわけです。こういうことをきちんと解決もしないで、ただただもう全部値上げしないで一般的な市民からの税金をつぎ込んでいけばいいのだというその議論は絶対だめです。

そして実際本当に所得がなくて、いわゆる税金を納められない方、そういう方はきちんと相談に応じて、滞納があったから全部短期証だ、資格証だなんてことにしていません。ちゃんと事情のある方についてはきちんと救済しているわけですから、要は全員がそうだとは申しませんけれども、相当数の方で払えるのに払わないでいるという方がいらっしゃるということです。これをきちんと解決しなければ、他の皆さん方に示しがつきませんよ。そういうことも一切抜いて、やあやあもうかわいそうだから全部やっていけ、やっていけという話は、それは人情としてはわかりますけれども、市を預かる立場としてそういうことが簡単にできるとは思っておりません。

皆さん方は皆さん方なりの考え方ですから、弱者救済と。これは弱者の救済を一生懸命やっています、理由のある方はですね。理由もなしにいつも言われているように、クライスラーやベンツに乗って歩いて税金を払わない、あるいは給食費を払わない、子どもの保育費も払わないなんていう南魚沼にそのクライスラーやベンツがあるか知りませんが、そういう方がいらっしゃるのですから。そういうことはきちんと是正をして、しかもきちんとしていく中で本当にこれが必要だということで、それはいつでも応じますからまた審議会等を開いていただいて、方向性を出していただきたいと。ですので、前提としてもう3億数千万円出すという前提は全く作っておりません。

それから短期保険の件でありますけれども、やはり今触れましたように、短期証や資格証を一切発給しないで、例えば納められるのに納めないでいて、ずっとそのままいけばどうなりますか。やはりそうではないと思うのです。そういうことになりますよと、警告はきちんとしているわけです。なおかつ納めていただけない方については、いろいろの制度の中に組み込んで、そこから浮かび上がる方がいらっしゃるわけですね。制度の中で救われるものは全部救っていていますから。ではその浮かび上がった方を、そのまま一生懸命保険税を納めている方と一緒にしていいということがあり得ません。

ですので、そういうことになりますから、あるいはなったからもうちょっとまじめに納税相談に応じてくださいとか。なってみて初めて事の重大さに気が付いて、ああそうかと。それで税金を納める方が現に50件も60件もいらっしゃるわけですから。ですので、これはその方たちにこらしめでやることではなくて、現実も理解していただきたいし、やはり納税の義務も果たせるところは果たしていただきたいと、そういうことのためにやるわけです。別に保険証を取り上げるためにやっているわけではございませんので、この制度はきちんと

運用しながらやっていくということでありませぬ。

2 大和老人福祉センター「湯咲荘」の施設整備を

湯咲荘の件でありますけれども、先ほど触れましたように、一応26年までの指定管理に入っているわけです。24～25年ごろには、存続、存廃も含めてまた検討しようということになっていますから、それまでにこのボイラーが壊れて使い物にならないとか、そういう状況が出ればそれはまた考えます。今使っていて十分だと 十分ではありませんけれども、対応できるということを指定管理者の方からも言っていておられますので、わざわざそれを800万円、あるいは600万円かもしれませんが、かけて今取り替えることはしません。ただ、修繕とかきちんに対応はしていきますと。

それで24年、25年ごろにこのことについて、例えば存続しようということになれば、当然ボイラーも替えなければなりませんし、あるいはもう少し内装とかそういうことをよくしなければならぬとか、そういう問題が出てくるわけです、例えばですね。ですので、これだけの利用者がありますから、特に確か廃止という方向にはならないかと思いますが、これはそれぞれの協議の中で決定していくことでもあります。

3 野球場建設は修繕で

さて、野球場の件であります。まず他の自治体が実質公債費比率がどうかと。実質公債費比率という部分を発表された時点から劇的に下がっているなんてところはございません。みんな当然そうですね、今まであった借金を一挙に全部返せるわけがありませんから、徐々に、徐々に下げていっているということがもう当たり前のことでもあります。例えば隣の魚沼市さんも同じであります。私どもとワーストワン、ツーをいつも争っています。

それは私たちの市についてはさっき言いましたように、他の自治体にはない要因があると、これはひとつご理解いただきたい。広域を全部組み込みました。広域水道企業団を全部組み込みました。このことによって300億円から400億円を受けているわけでもありますから、当然、当然といういい方は失礼ですけれども、実質公債費比率は上がらざるを得ないと。それを懸命の努力をしながら、今、水道会計の方は非常に努力していただいて、どんどんと借金の額を減らしてきていますから、そういう面も含めて27年度には18パーセントを下回ると。このことをきちんと履行していくということでもあります。

一挙に下げることはできません。野球場をつくったから上がるものでもありません。これをつくらぬから下がるかと、下がらぬ。そういうことではありません。それでその水道料の話。岡村さんは大和出身ですね。大和出身と六日町出身の方はわかりたいと思います。六日町の町長時代に水道料金は1回下げました。そして大和は合併しましたのでそのときは旧六日町と同じ料金体系だったものを旧六日町にそそえたと。金額にしますと基本料金で150円、超過料金で15円、これは率にしますと6～7パーセントです。ところがそのトータルの金額にしますと13パーセントですね。それだけのまず1回目は値下げをさせていただきました。

ところが塩沢の皆さんは元が2,200円の220円だったか、ちょっと上がってしまった

のです。これは私が当時塩沢の町長でもありませんので、どうこう申し上げられませんけれども、合併時に泣き泣き上げる方へそろえていただいたということでもあります。

ですから、大和と六日町の住民の皆さんは1回水道料が下がっていることを実感しているわけですが、なかなかそういうことを申し上げる方はいません。常に「井口はあのころ、水道料金を下げると言って、・・・まだちっとも下げないじゃないか」この話ばかりです。実際は1回下げているのですから。

この間も触れましたように、これからもまた下げる努力をしていかななくてはならない。去年ですか、景気対策も含めて1億円を投入して、一時的にはありますけれども基本料金の値下げもしたところでもあります。ですから、高いということは十分承知しておりますので、何とかこれからも徐々に下げていく努力はさせていただくということでもあります。

今後の予定ですけれども、先般全員協議会で申し上げましたとおり、私が一応方向的なことを皆さん方にご説明申し上げて、私はおおむね議会の方からのご理解をいただいたというふうに解釈させていただきましたので、6月の議会に補正で設計費を計上させていただいて、その方向に進めていきたいと思っております。

ですので、それまでの間の仕事は、仕事というかどうかという、先般これはまた後にどなたかの答弁に入りますが、いわゆる反対をする会の代表の皆さんに話を申し上げて、きちんと説明しますから何月何日の何時においでくださいと。それで代表の方はそれで了承したのです。ところが前日になって代表でない方が、委任を受けたか何かは知りません。お二人でおいでになって、時間が足りないとか人数が制限されて大変だとか。あれは100人来たって10人来たって同じですよ、意見を言うのは。100人来れば100人の意見は全部聞けません。ですから、10人であれば10人の皆さん方がその思いを凝縮して申し上げていただければいいわけで、人数が少ないから来られないとか、相談に応じられないと、そういうことで断られました。それで私はやっと日程をつけたものですから、もうこれからは相当日程的には困難な状況が続きますので、今後の説明がいつになるかちょっとわかりませんと。それで結構だと言うのですから、では説明を受ける気があったのかないか私はわかりません。そういう話でした。

ですので、別にこれから反対派の皆さんと断絶しようなんてことは一切考えていません。どうぞいつでも説明しようと思っていますから、どうか皆さんで日程も調整してもらったり、それは1日丸々そのことに費やしているなんてことは私はできませんので、それは時間の制約もあります。それからいろいろご意見を交換するわけですから、人数だってそうですよ、100人も200人も来ていろいろなことをお互い言いあってもだめですから、ある程度人数は制限させていただいて、きちんと冷静な状況の中でお互い私も説明しますし、反対する皆さん方のご意見も伺って、それについてはこうです、こうです、というお答えをしていかなければならないと思っております。ですから、説明をもうこれでやめたなんてことは全くありません。

議会のチェックということ、これは私は、それはどこの首長も議案を提案すればそれは成

立たせてもらいたいと思ってやりますよ。どうぞ反対してくださいなんていって議案を出す人はいませんから。当然それは議会の皆さん方をお願いをして何とかこれを成立させてもらいたいと思って出すわけですから、それにあぐらをかいているなんてことはありません。いつでも間違ったことがあったりいろいろであれば、それは否決されると。そういう緊張感の元に毎回議案は提出させていただいておりますので、もう黙っていても皆さんが賛成してくれるなんて思ってやっていることは一切ございません。そういう心労のために徐々に頭も薄くなるということで、ご理解をいただきたい。

あとつくるな、という声もあります。ところが、無差別にスポーツ関係のことでアンケートをとりますと、一番多いのはやはり野球なのです。いい施設の野球場をつくってもらいたいとか、野球が一番圧倒的に数が多いのです。ですからつくるなという声は確かに私にも聞こえております。しかし、つくれという声も聞こえております。そういう中で判断をするわけですから、将来に禍根を残さないように、そしてむだなことはしないように、そういう思いでやっております。

数が いつも申し上げておりますけれども、署名合戦とか、署名の数が多かったからやるとかやらないとかそういうことではないと。これは政策を実行していく中では当然そうだと思います。突如持ち出した問題であれば、これは市民の皆さん方どうでしょうということが出てくるわけですが、そういうことではなくてもう合併時からずっと話をしていることでありますし、そのことよっての洗礼も受けております。まして、いつも言いますけれども、このことよって市民の皆さん方のサービス水準を低下させたり、あるいは今以上の負担金やそういうことをいただいたり、そういうことは一切やるつもりもありませんし、やりませんので、そういうふうにご理解いただきたい。

そして、これをつくって子どもたちがどういう夢を持って、どれだけ立派に成長していくかと、このことに皆さん方もひとつ期待をしてもらいたいと思うのです。子どもたちの目をみてやってください。そういうことであります。

(「ちょっと言葉を間違えたかもしれないが住民税方式とただし書き方式の問題」の声あり)

1 国民健康保険税の引き下げを

失礼しました。今、このただし書き方式、所得割の計算はただし書き方式に統一をされております。ただこれは、その所得割の計算は基礎控除のみで行っているところでありますが、これは今国では扶養控除の見直し等によつて、この税制改正の影響を受けない旧ただし書き方式に統一をしるということをいわれておりますが、現在私どもはただし書き方式でこの算出をしております。失礼しました。

岡村雅夫君 1 国民健康保険税の引き下げを

今ほどのただし書き方式と住民税方式は、先ほど若干触れましたけれども、住民税方式ですると所得がずっと下がりますので、ひとつ考慮する必要があるかというふうに思いました。それから二つにまたがりますけれども、国保の負担はさっき言ったように県下でも高いわけですし、追加でお話した水道料金もそういった形で高いわけでありまして。それほど県下一の

所得を持っている市民所得ではないと思いますので、やはりある程度その辺も整合性を持たした努力が必要ではないかというふうに考えておりますので、圧縮のないという言葉からしてみると、多分そういうところから改善をきちんとして、できる手は差し伸べていただきたいというふうに思います。終わります。

議長 質問順位7番、議席番号9番・今井久美君。

本日の一般質問は質問順位7番、議席番号9番・今井久美君の終了までといたします。

今井久美君 それでは一般質問を行います。

1 南魚沼コシ生産地の農政はどうあるべきか

南魚沼コシ生産地の農政はどうあるべきかということで最初伺います。通告書に記載したとおり政務調査、委員会の管外調査などでどこの自治体に行っても「あの日本一おいしい魚沼コシの産地から」と言ってもらいます。本当に事実うまい米だと思います。トップをねらって他県の米が攻勢をかけてきていますが、自信を持って売っていい米であるというふうに私も思います。

もう10年くらい前になりますけれども、村の夫婦何組かで伊勢参りにいきました。現地でバスの運転手さんとガイドさんが迎えてくれて、途中我々の持って行ったおにぎりの残りを二人が「うまい、うまい」といって食べてくれました。おいしそうに食べる二人をみて我々は、我々の米は本当にうまい米なんだなあとみんなで実感したところであります。また、集落営農の勉強で長岡に行ったとき、米を高く売るために、魚沼コシの食味となるよう土の成分を研究し、排水がきくようにほ場を整備し、冷たい水を得るために井戸を掘って研究を続けたが、魚沼コシの味にはならなかったという専門農家の話を聞きました。

うまい魚沼コシはブランド作りや品質確保に努力してきた生産者の力も大きいと思いますが、この地の田んぼで年1回しか作れない数量限定の商品であります。議員になって何人かの方々とJA上越を視察したとき、営農部長から1万円も高く売れる米を作っている人たちが何を勉強しにきたのかと、こう言われ3割減減に取り組んでいるのは、そうやって販売努力をして少しでも魚沼米に近い値段で売るためだと、こういうような話でありました。

この高く売っていた米を生産者の利益として、確保できてきたのでありましょうか。また、市の基幹産業となるべき状況にあるのでしょうか。また、今まで他の都道府県にはない県の農地部幹部が、国交省とあい並ぶ膨大な農林省予算で整備できないのは齋場くらいなものだと豪語していた、公費による保護も広くあったと思います。

しかし、時代は大きく変わりました。GDPは中国に抜かれ第3位に、国として稼ぐ力が落ちたということでもあります。生産拠点の海外移転や公共事業の減少により、戦後の就業構造のトップを走り続けてきた製造建設業が、昨年事務職と入れ替わってしまいました。産業構造が大きく変化しています。

そして今年の春闘が始まりました。大手製造業の大半が売上、利益とも50パーセント以上が海外によるものとなって、企業の体質事態が変化しています。工場も徐々に海外にシフトしています。したがって、日本の労働者が生産に関わっていない例が多くなってきて、賃

金要求にも変化がみられません。大手労組のほとんどが賃金改善要求せず、一時金の交渉に重点を置いています。こういう状況で国内消費の拡大は望めないところであります。

3月1日、いわゆる6次産業化法が施行されました。主食用米の需要が減少していく中で、国の手厚い補助金の後押しを受けて、非主食用米、特に飼料用、米粉用が大きく伸びております。計画では現在の32万トンから10年後160万トンに増やす計画です。しかし、国の財政負担は8倍の約1,300億円必要となる試算であります。TPP議論も始まり、民主党政権も揺れに揺れて新年度予算も、戸別所得補償もどうなるのか全くわかりません。

この雪が消え、坂戸山から眺めると市内の田んぼが田植後の水を張ったきらきら光る景色から、どんどん緑が濃くなって絨毯をひいたように変わっていき、やがて実りの黄金色の田んぼになっていきます。日本中がおいしいと言ってくれるこの米をいつまでも作り続けられるように3点ほど挙げて市長の見解を伺います。

まず最初に、過去のウルグアイラウンドをみても生産者が一つの声になっていないように思います。したがって何にも負けない政策をかち取っていない。今こそJAを含め生産者が声を一つにして、強い農業を自分たちで作っていくべきと考えますが、見解を伺います。

としまして、欧米をみても環境、国土保全として農産物ベースとは別に耕作することに支援があります。借地耕作に支援ができないか通告してあります。担当部との研修時に提出した賃料には、個人のデータですが生産コストに占める賃借料は7町歩作付けで約27パーセントであり、農業委員会による市内稲作の借地約1,350町歩に、反当たり1万5,000円の支援で、約2億円、1万円で1億4,000万円、5,000円で6,700万円の財政負担であります。

この財政難に何をいっているのだという声もありましょうが、JA全中が今後5年間で稲作の農地集約を進める提言を出しました。具体化していくのかどうかわかりませんが、これとて借地です。先日地区の転作説明会がありました。国の政策がころころ変わりますから、複雑で多彩です。助成金に補助金、何々の補償、何々資金、何々枠、説明する人も大変でしょうが、聞く方もいつもの話なので大して質問も出ません。この多彩なメニューにいろいろな条件がつかますから、活用する意欲が失われていきます。一体総額幾らの資金が用意されているのでありましようか。要するにまた来年も田んぼをやろうという気持ちになるか、ならないかです。借地耕作に支援の見解を伺います。

3番目に秋田県が独自に100億円規模の基金を創設し、農家支援、構造改革を行うことを打ち出しました。これは国の方針が変わっても県が独自に支える姿勢を示したということです。この姿勢が大事だと思います。魚沼コシのこの地ではこんな支え方をしていることを示すことが重要ではないかというふうに思います。もちろん、商業、工業の方々からも理解を得る必要があります。南魚沼市では全市をあげて南魚沼産コシを希望する人に提供している姿勢を示す。そして名実ともに市の基幹産業として育てていくべきだと考えますが、見解を伺います。

2 地区センター、公民館の充実を

最後に大枠ではありますが、地区センター、公民館の充実について伺います。新年度予算でコミュニティ活動について、人口割配分により事業費を増額し、可能な地区から公民館、分館事業を移行するなどの説明がありましたが、もう少し具体的にどうなっていくのかお聞きします。以上で壇上の質問を終わります。

市長 今井議員の質問にお答え申し上げます。

1 南魚沼コシ生産地の農政はどうあるべきか

南魚沼産コシの生産地の農政であります。やはりこれだけおいしいという評価はいただいているわけでありますので、まずはこれを大事にしなければならないわけであります。しかしながらそれぞれの地域で研究開発も進んでおりまして、非常に厳しい産地間競争になっておりますし、今後もそれはもっともっと激化していくものだと思っております。それをどう勝ち抜くかということになりますと、やはりおいしくて安全でいい米を作る、これ以外にないわけであります。これに尽きるということであります。ですので、全ての生産者、関係機関、これらが一体となって消費者に認められる作物を作り続けるということだと思っております。先日この南魚沼市の認定農業者と農業委員の意見交換の中で、佐藤食品工業の代表取締役会長がご講演したようでありますが、その中に「より良いおいしい物」これを徹底して追い求めるというようなお話もありました。まさにそのとおりでありまして、消費者から安全・安心でおいしい米として信頼していただくということが、まずは大事であります。

これは今、魚沼米憲章に基づいた銘柄米の生産指導、それから高品位の安定生産が必要でありまして、玄米タンパク質の含有率とか、いろいろなものをきちんと出しているわけであります。今この安全・安心米づくり推進協議会、これで今行っております予察調査、あるいは病虫害防除情報こういう提供も当然必要でありますし、生産者とJA、関係機関、一緒になって取り組んでいくと。

具体的にはこの後で徐々に出てきますけれども、まさに今、米、いわゆる農業への支援が補助金漬けでありました。そういうことで、しかし、これから本当に補助金という名目でいいのかということでもあります。そうでは私はない。やはり、休んでもらったからそれに対して補償的にお金を出す、いわゆる休むためのお金を出すとか、そういう方向ではもうないというふうに思っております。

作って売るための方法を一緒になって検討して、それに必要な部分を行政として、どう助成できるかという方向にちょっと持っていけないと、今までの国の減反制度の中で行ってきた制度では、やはりこれからは対応しきれないし、していけない。議員もおっしゃっておりますように、例えば規模拡大といいましても、日本の中で規模拡大、大潟村なんかは相当規模が大きいわけですがけれども、アメリカやオーストラリアに行けば1農場で2,000数百ヘクタール、3,000ヘクタールをやっているわけですから、とてもとてもそういうことでの太刀打ちはできないわけであります。ではどうかというと、品質と安全・安心とかそういうことに集約されていく。

そこで、農地拡大を目指す皆さん方に、賃借料の補助ということではありますが、これは去

年の暮れに認定農業者の代表の方と、それから農業委員会の会長さんがお見えになった際に、これとはちょっと別個であります、例えば地域間調整をしたときの、反3万5,000円ですか、今お支払いする制度がある。これについて助成ができないかとか、あるいは今これに触れましたように、賃借料についての助成はどうかというお話もありました。

この賃貸借はいわゆる相手方があるわけでありまして、そこに市がでは補助金を出してということが可能か否かということは、ちょっと検討しなければなりません。そういうことで農地拡大を進めながらやっていくのか、あるいは別の形でやれることがないのか、これは検討していかなければならないと思っております。相対で決定するというところに農業委員会といますか今の中ではなっておりますので、ここにはどのような名目がつけば補助金を出せるかというのがちょっと厳しい条件があるかもわかりません。ただ、そうだからそれをやらないということではなくて、常々申し上げておりますように、農業、特に米作りについてはこの地域の基幹産業でありますので、これが衰退することのないようにきちんとした対応をしていきたい。

先般も中国の総領事の方ともお会いをさせていただいて、国内消費はもう頭打ちです。人口も減っています。これはやはり消費を増やすとすれば、まだその増やせる部分も国内ではあるかもわかりません。どこかの村では、福島県ですか、サンヨーのゴパンに1万円だか購入者に補助金を出すとか言っていました。JA魚沼みなみも決定したかどうか、5,000円の補助金を出したいというようなことを言っていました。そうして消費を国内で作っていくということも当然でありますし、やはり海外向けに輸出ということもきちんと考えなければならないと思っております。

幸い、筒井農林水産副大臣の発言によりますと、中国輸出向けに必須条件のその燻蒸倉庫、燻蒸施設を新潟港につくるということ、農水省としては発表していただいておりますので、これができればもう新潟港からすぐ中国へ向けても輸出できるわけであります。今はご承知のように横浜ですか、神奈川県内、そこに行って燻蒸して、また例えば新潟まで持ってきて日本海に行くか、あるいは横浜港から太平洋側をぐるっと回って、遠回りして中国に持っていく。非常に高い金がかかる。これが非常に短縮されるわけですし、運搬費用も燻蒸倉庫に行って来るだけの費用も短縮されるわけですので、これに大いに期待しております。中国側もこのことに大きな期待を寄せておりまして、非常に方向性としては明るい展望が開けるのではないかと考えております。

現在、中国、新潟の総領事館では、お客様、あるいは中国要人の皆様方を、日本に来られた際のお土産品としては南魚沼産コシヒカリを専用で使っていただいておりますので、量としては大したことありませんけれども、袋数にしますと、相当数の袋が中国総領事館に販売をされているということでもあります。今、JAともそのことで相談をしながら強力にこのことを進めていこうと思っております。

秋田県の例は今議員がおっしゃっていただいたように、100億円規模の「県農林業振興臨時対策基金」ですか、これを創設する計画で、一応本年度分22年度分は35億円を計上

したようであります。これは非常に積極的なことだと思っております。ですので、我々も、例えば基金的な対応がいいのか、もう単にさっき触れましたように、作らないでもらうからその対価として補助金的なことを交付するというのではなくて、根本的な戦略を描きながらそれに対して支援をしていくと。あるいは現金を交付していくという方向を考えなければならないと思っております。

今一応両JAの中では、JASの有機8割減、5割減、こういうこれでの集荷も行ってありますので、いわゆる差別化的なことは行ってありまして、生産者価格に反映はされております。JAみなみの方では、タンパク含有のパーセントによる集荷も行っているようでありまして、こういう動きをもっともっとまた加速させていかなければならないと思っております。ただ、さっきから触れております、そうしたから本当に全部売れるかと、これはなかなか難しいところがありますので、まずは売る努力、これを一生懸命になってやっていこうと思っております。

どういう支援がその一番有効的なのかというのも1回考え直さなければならないと思っております。最後の笠原議員の質問の中にもちょっと出ておりますが、今の両JAと一緒に交際している減反対策の交付金等も、これは後ほどお答えしますが、考え直してもっと有効に使えるようなことになればという思いは持っております。そういうことで、補助金等を交付して農業農家を支えるということから、販売して、その販売によって経営が成り立っていくということを強く求めていかなければならないと、それには何をすればいいのかということもきちんとなるべく早く煮詰めて、施策として打ち出していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

2 地区センター、公民館の充実を

地区センター、公民館の充実ということでありまして、ご承知のように22年度から新たな取り組みとして導入しました公民館分館事業の施行、これも藪神、五十沢、城内、大巻4地区で行われてありまして、新年度ではさらに9地区に拡大を予定をしております。

分館事業の内容もそれぞれの地域で様々であります。大きくは「教室や講座」と「行事や大会」こういうことに分かれているのではないかとと思っております。地域コミュニティの提案事業では、地区の特性を生かして、住民のつながりを深め地域を活性化する、こういうことを目指して、各行事や活動が行われておりますので、分館事業との共通点も非常に多いと思っておりますので、試行を拡大していただきたいと、お願いしているところであります。

とりあえず現状を申し上げますと、地域づくり協議会の役員の方々がボランティア的に協力をしていただいている部分が非常に多くありますので、急にその活動が拡大して過度の負担になっては困るということも念頭に置きながら、地区の実情に合わせてぜひとも進めていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

今井久美君 1 南魚沼コシ生産地の農政はどうあるべきか

この農業関連につきましては、私は12月議会で取り上げようかというふうに思っていたのですが、民主党政権が独自の予算を組み立ててTPPを掲げて、もう少し変化が出るのか

ということで3月まで待っていたのですが、とにかく日に日に悪い状況になってきて、とてもそんな状況ではないということで、あえて今ここで話をさせてもらっています。

こういう状態に陥ってきた中で、別にTPPが議論になったからどうかではなくても、やはりこのまま日本一うまいと言ってもら米をどうやっていったら継続して作っていいのかというようなことを、根本的に農協さんも含めて、生産者全体で考えていくときに来ているのではないかとこのように思います。

先ほど佐藤食品の幹部の方の話がありました。今日の新聞でしょうか、昨日だったか忘れましたが、コロナさんが宮城が、県内でも米作りをしていくと。32町歩ぐらいから初めていくというような話です。宮城はもうササニシキの産地ですからそれを作っていくと。それでやはり現地の人を使う。イトーヨーカドーもそうですね、千葉、茨城でやはりそういうふうに野菜作りを含めて、現地の農家の人やはり結局は企業が入って行って、自分は土地を持っていたのだけれどそこで使ってもらう、そういう時代がもう目の前にきている。

それでこの地もやはり皆さんの力で魚沼コシというブランドを作っていたいただきましたから、飲食店チェーンを展開する、そういった企業も含めて、穀物を物流する企業から含めても、非常に魅力的なところだろうと思います。ただ、半年雪の中へ寝ますからよくわかりませんが、そういうことで今、農地の場合は農業委員会ががっちり守ってってもらえると思いますけれども、ただ、水源地の問題で外資の企業がいつの間にか入っていたというようなことがあります。

GDPで我が国を追い抜いたかの国は、やはり土地所有ができませんので、いろいろな形で入ってくる可能性があるような気がします。そういうせっかく作った魅力的なこの産地ですので、そういうものでまず生産者が固まって大きな声になっていかなければ、なかなかそれは達成できないだろうと思います。まだ農協も二つに分かれていますし、やはり高く米が売れてきたせいか、なかなか生産者が一つのデータを求めて、ひとつみんなを守ってほしいというふうには、なかなか切れないというふうな話も現場で聞きます。

市が主導してそういうふうになっていけるかどうかわかりませんが、ただ、今はもうそういう時代に入ってきたというふうに思っていますので、また先ほどの市長の答弁のとおり、とにかく売れる米作り。休んで金を払うというようなことではない、本当に向かっていく姿勢をこれからもまた一緒になってやってもらいたいと思います。

それから2と3はほぼ似たようなことなのです。似たようなことなのですが、私もこの秋田の、これは姿勢だと思えます。これが実際どのぐらいなことになっていくかわかりませんが、ただ、秋田県はそうやってもう国がどうなるが、とにかくみんなを支えていくよという姿勢だと思えます。私たちのところもそういう意味で日本一の米を作っているとみんなが認めてくれているのであれば、それをやはり支えるという姿勢を農協も含めてやっていく、対外的にも示していくべきだろうというふうに思います。

私はそれで農業の中から上がってきた税収の中から、それを基金化していったらどうだろうということで、税務課長のところへ行って話を聞きましたけれども、なかなかその農業だ

けの仕訳というのは難しいと、こういうような話でした。できたら商業、工業の方々も何でそんな農業ばかり支えなければならないのだと、こういう話も出るかもしれません。それはやはりみんなここで南魚沼コシを育てていくという気持ちになってもらわなければならないので、それは市でもみんなも理解した上で支えていってもらうということが必要だろうと。そこで農業の税収からそれを支えるということはちょっと難しいのかもしれませんがけれども、そこらも含めて今ほど総合的に私の考え方を言いましたけれども、もう一度市長の答弁をお願いしたいと思います。

市長 1 南魚沼コシ生産地の農政はどうあるべきか

やはり一番考えなければならないことは議員がおっしゃったように、どうすれば農業、米、魚沼産コシという部分という部分をきちんと作って継続していけるかということでありまして、一つの方法として企業参入ということもあります。これは一部の方はいわゆる企業参入を認めると、もう農業そのものが破壊されるとか、そのうちには廃棄物の捨場になりはしないかとか、いろいろなご心配をされる方がありますけれども、まさにそういう時代に入ってきているということだと思っております。

農事法人だってこれは企業になりますから、一応そういうことですので、今のところは一応一般的な企業も参入は認めるという方向ではありますけれども、なかなか条件が厳しくて、この市内でそういうふうに確か参入をしていらっしゃるという企業は特にないかもわかりません。別の形をつくって土木建設を営んでいた方が農事法人を作って農業に参入とかそういうのはありますけれども、そういう方はやはり企業の経営のノウハウを生かすわけですから、そういうことは当然必要になってくると思います。体質改善というものはですね。ですので、どんどんそれをやれということではありませんが、企業も含めた農業への参入ということの一つの刺激剤でもありますから、私はいいいことだと思っております。

さっきちょっと触れませんでしたけれども、米の価格というものは、やはりそれは単にお米を買って食べるというそればかりではなくて、常に言われておりますように、環境的な面でのこの要素も非常に多いと。筒井農水副大臣は今の戸別所得補償の考え方の中には、そういうこともきちんと織り込んでやっているつもりだということはおっしゃっていました。価格補償的だとかそういうことではなくてですね。いわゆるですから国民全員の皆さんが、米を食べない人であっても環境保全やそういうことに役立っているのだから、税金をそこにつぎ込んでもいいではないかという理論であります。これはまさにそのとおりだと思います。

その後の話につながりますが、例えば秋田県的な部分をするに、その財源をどうするか。農業所得の税を積み立てるか、これは非常に難しいことでもありますけれども、今我が議会もそして私たちも加盟しておりますが、森林環境税ですか、これの創設ということをお求めているわけがあります。これはどうなるのかわかりません。高知県は県独自で森林環境税的なものを導入しておりますが、例えばその農業という部分を環境面からもとらえますと、非常に我が南魚沼市の中にも多大な貢献をしているわけです。そういう部分で例えばお願いができるかとか、あるいは目的税化して都市計画税と同じように、農業のために使うのだから農

業者も自ら若干負担してくださいということができないのか。あるいはそういうことが一切できないので、一般財源の中でやるべきことはきちんとやる、あるいは基金も積み立てるという方法がいいのか。これはいろいろ手法が出てまいりますので、それらをきちんとJAさんや生産者の皆さんとも協議していく中で、将来的にこの地域の農業は一緒になって守っていくし、発展させていくという形は作り上げていかななくてはならない。具体的にですね。では、どうするのだと、どのくらいのお金が必要でどうだということまで含めた検討をきちんとしてまいりたいと思っておりますので、またいろいろご提言をお願いしたいと思っております。

今井久美君 1 南魚沼コシ生産地の農政はどうあるべきか

それではこの農業問題、農政、これは私と今市長がここでずっと話をして、何か答えが出るという問題でもないと思っておりますので、お互いこれからもこの地の農業を発展的に、根本的に見直して、どうしていったらいいか考えていってもらおうということにしておきたいと思っております。

2 地区センター、公民館の充実を

あとその地区センター、公民館の充実であります。これも私がちょっと考えるところがあります。私は当選以来、この地区のセンターの話を都度、都度一般質問させてもらいました。最初は塩沢、大和も含めて3町合併したので、各々みんなやり方が違ったので、まずその施設を含めてやり方を均平化していくと。そしてそれをスタートにしてまた新たに地域づくりをやっていくと。最初はいろいろ言いましたけれども、そういう形がおおむねできたというふうに思います。

これからその地区をどうやって活性化していくのか。やはり職員もだんだん・・・が広くなりましたから、全部を見るということができません。そういった意味で、この地区のセンターを含めて公民館活動、こういうものが充実していくことが一番みんなが、この地で生活をしていって人々とふれあう、そういうことが本当にいいことなのだなという日々の楽しみを実感できる場所だろうと思っております。

そしてそのセンターなのですけれども、この前も地区の区長会に出させてもらいましたけれども、もうほぼ定期的に終わりですから、2月の中旬ぐらいでまだほとんどのところがなかなか次期区長がみつからないと。いわゆるコミュニティ協議会は区長会の総代でやっておりますので、それも1年ぽっきりでころころ変わらざるを得ないと。その下地があったのですけれども、今もかなり手当等は安くなっていると思っておりますが、前からいてもらう方が時間に合わせてきていただいて、私も時々開発センターに寄せてもらっているいろいろ話を聞かせてもらいます。やはりそういうある程度常駐してもらえる方からずっとそこで地区を見てもらうということが必要なのではないかと思っております。

そして昨日も社会厚生委員会、いろいろ予算も含めて審査させてもらいました。やはり国保の問題、介護医療費この増大、かさんでくるこういうものを抑えていくには、私は昔の形に戻っていかねばならないのだろうと思っております。施設の整備ももちろんそれは研究しなければいけませんけれど、昔は施設なんかなかったわけですから、一家の中でみんなで家族

を支えあって、若手が年寄り諸の面倒をみ、若手の子どもをじいちゃん、ばあちゃんがみて、それでみんなで生活をしていたと。そういうことで少しずつそういうものに返って行って全体的な医療の介護も含めて、抑制をみんなで図っていくと。そのためにはやはり地域の結びつきが強くなければならないと思います。そして例にあげたとおり、医療の魚沼学校も含めて、鳥獣被害もみんなその地区のところに常駐する人がおおむねつかんでいくと。そういうことでまた各区長さんに連絡をとったりしながら、結びつきが強くなっていく。そういう機能を発するようになっていけば、もっと強くなっていくのではないかと。

今はまだうちの方も含めて公民館の分館活動をやってもらっています。本当にボランティア的にやってもらっていますけれども、本当に今老人クラブもあるところでは結成できない話がよく出てきています。こういうことも含めて地区がもっと元気になってもらいたいということで、この常駐体制も含めて市長の見解を伺いたいと思います。

市長 2 地区センター、公民館の充実を

先ほど答弁申し上げましたとおり、公民館活動と地域コミュニティ活動を一つにしていくということについては、これはそういう体制ができたところからということですので、無理がやりでもすぐにくっつけようということではありませんが、やはり今のままですと弊害的に事務方も親方も両方あると。そこにまた別々にお金が交付されたりですね。それはやはり一つになっていく方が非常にいいのだろうと。そこで問題になるのは、議員がおっしゃったように、地域コミュニティ協議会の会長さんが相当多くの地区が区長総代さんがなっている。中之島、石打、それから大崎もそうでしょうか。これはもう全く別個に、区長さん方とは別個に確か協議会長を置いて、中之島も石打もそうですけれども事務局もちゃんと置いています。

ですので、でき得ればそういう方向性に持って行って一元化する。ただ、そうして非常に事務量は別にしても、会長さん、今でいう分館長さんの仕事が非常に確か多くなることは懸念されますので、それをどういうふうにやっていただいて、どういう報酬を設定すればいいのか、このことも含めて今試行しているところであります。いろいろのまた問題点をお聞かせいただいて、それを集約させていただきたいと思っております。

一応今4地区でやっている中で今議員がおっしゃったような問題点は出てきておりますので、これをどう解決できるか。これから平成23年度にやっていただくところからまたどうい問題がでるのか、もう少し試行させていただきたいと思っております。当然こういうことをきちんと発展させていけば、議員がおっしゃったような医療問題も、あるいは鳥獣被害問題も相当の改善に期待が持てるということでもありますので、その辺も大きな目標として掲げながらやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今井久美君 2 地区センター、公民館の充実を

私ども五十沢も含めまして旧六日町の開発センターのあったところは、どうしても昔の姿を頭の中へ描いていますので、みんながやはりその力が落ちたなど。それで結びつきも弱くなったなあ、分館も弱くなったかなあみたいなことを思ったりするわけです。先ほど言っ

たようにこれでやっと旧3町が同じ形が整ったわけですから、ぜひ、ここをもう一度考えて
いただいて、本当にそこを中心にして回り始めたら、私は行政の方ももっと地域づくりにつ
いて楽になっていくのではないかというふうに考えていますので、今後も研究をお願いして
質問を終わります。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日の会議はこれで延会することに決定しました。

議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日3月10日午前9時30
分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時40分)